

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成19年11月29日
【中間会計期間】	第18期中（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）
【会社名】	株式会社ティーツー
【英訳名】	TAY TWO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大橋 康宏
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市今村650番111 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記にて行っております。)
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号ダヴィンチ芝パークA館8F
【電話番号】	03-(5408)-5100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼CIO兼サービスカンパニー経理財務部長兼経営企画部長 片山 靖浩
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第16期中	第17期中	第18期中	第16期	第17期
会計期間	自平成17年 3月1日 至平成17年 8月31日	自平成18年 3月1日 至平成18年 8月31日	自平成19年 3月1日 至平成19年 8月31日	自平成17年 3月1日 至平成18年 2月28日	自平成18年 3月1日 至平成19年 2月28日
売上高（千円）	16,107,773	19,789,738	21,747,611	35,556,700	44,871,898
経常利益（千円）	255,574	264,126	753,391	672,039	997,289
中間（当期）純利益（千円）	131,509	49,776	451,710	160,389	198,248
純資産額（千円）	4,001,664	4,294,461	4,733,481	3,976,712	4,399,186
総資産額（千円）	11,017,495	11,889,343	11,769,914	11,367,716	11,858,253
1株当たり純資産額（円）	7,902.96	7,832.53	8,781.63	7,852.13	8,015.44
1株当たり中間（当期）純利益 金額（円）	261.12	97.82	885.34	317.70	388.81
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益金額（円）	258.13	97.62	—	315.08	388.40
自己資本比率（％）	36.3	33.7	37.9	35.0	34.5
営業活動によるキャッシュ・フロー （千円）	336,209	882,388	473,381	668,092	1,596,736
投資活動によるキャッシュ・フロー （千円）	△426,507	△625,075	△623,523	△773,495	△936,231
財務活動によるキャッシュ・フロー （千円）	△213,666	△209,199	△67,109	113,352	△635,117
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高（千円）	1,057,588	1,417,616	1,177,639	1,369,502	1,394,891
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]（人）	402 [478]	434 [567]	455 [579]	396 [509]	440 [609]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第17期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 第18期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期中	第17期中	第18期中	第16期	第17期
会計期間	自平成17年 3月1日 至平成17年 8月31日	自平成18年 3月1日 至平成18年 8月31日	自平成19年 3月1日 至平成19年 8月31日	自平成17年 3月1日 至平成18年 2月28日	自平成18年 3月1日 至平成19年 2月28日
売上高（千円）	14,667,845	18,738,380	20,192,827	33,270,569	42,244,968
経常利益（千円）	222,397	340,132	862,332	646,418	1,209,197
中間（当期）純利益（千円）	97,098	110,055	374,068	150,738	542,003
資本金（千円）	1,149,292	1,165,507	1,165,507	1,149,645	1,165,507
発行済株式総数（株）	546,800	551,400	551,400	546,900	551,400
純資産額（千円）	4,126,693	4,212,099	4,877,535	4,126,502	4,588,363
総資産額（千円）	10,332,112	10,710,651	10,633,563	10,631,607	10,867,029
1株当たり配当額（円）	110	110	130	220	220
自己資本比率（％）	39.9	39.3	45.8	38.8	42.2
期末店舗数（店舗）	90 (40)	99 (43)	92 (26)	92 (42)	90 (26)
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]（人）	364 [420]	383 [500]	356 [416]	352 [435]	346 [426]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間（当期）純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

3. 期末店舗数の（ ）書きは、業務提携店舗数及びF C契約店舗数を外数で記載しております。

## 2【事業の内容】

当社グループは㈱ティーツー（当社）及び子会社3社、関連会社7社により構成されており、「古本市場事業」、「アイ・カフェ事業」、「EC事業」を主な事業としているほか、これらに付帯するサービス事業等を営んでおります。当社グループの事業区分毎の事業内容と当社及び子会社・関連会社の当該事業区分における位置づけ並びに主要な事業との関連は次のとおりであります。

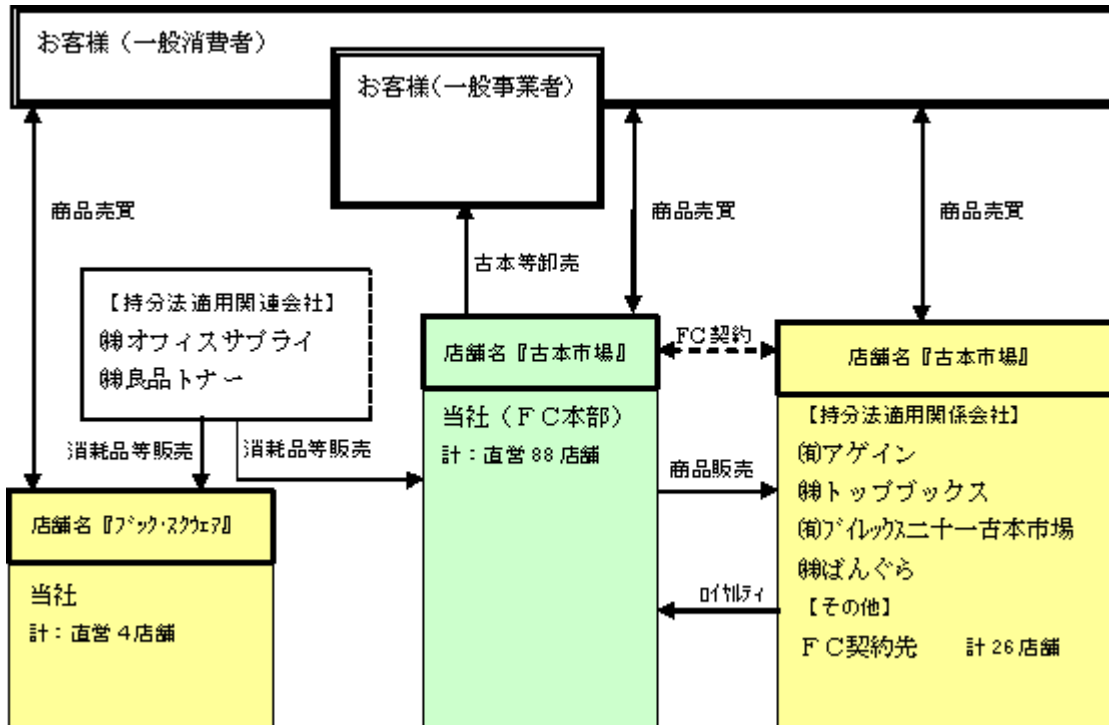
事業区分	事業内容	会社名
古本市場事業	「古本市場」店舗運営事業	当社
	「古本市場」フランチャイズ事業	当社 ○(有)アゲイン ○(株)トップブックス ○(有)ビレックス二十一古本市場 ○(株)ばんぐら
	「ブック・スクウェア」等店舗運営事業	当社
アイ・カフェ事業	「アイ・カフェ」店舗運営事業	◎(株)アイ・カフェ
	「アイ・カフェ」フランチャイズ事業	当社 ◎(株)アイ・カフェ
	システム開発事業	◎インターピア(株)
	複合エンタテインメント施設運営事業	◎NECCA PTE. LTD.
EC事業	「@古本市場」によるインターネット通信販売事業	◎(株)ユーブック
その他事業	付帯サービス事業	○(株)オフィスサプライ ○(株)良品トナー

(注) 1. 会社名の前に記載しております◎は連結子会社、○は持分法適用関連会社を意味します。

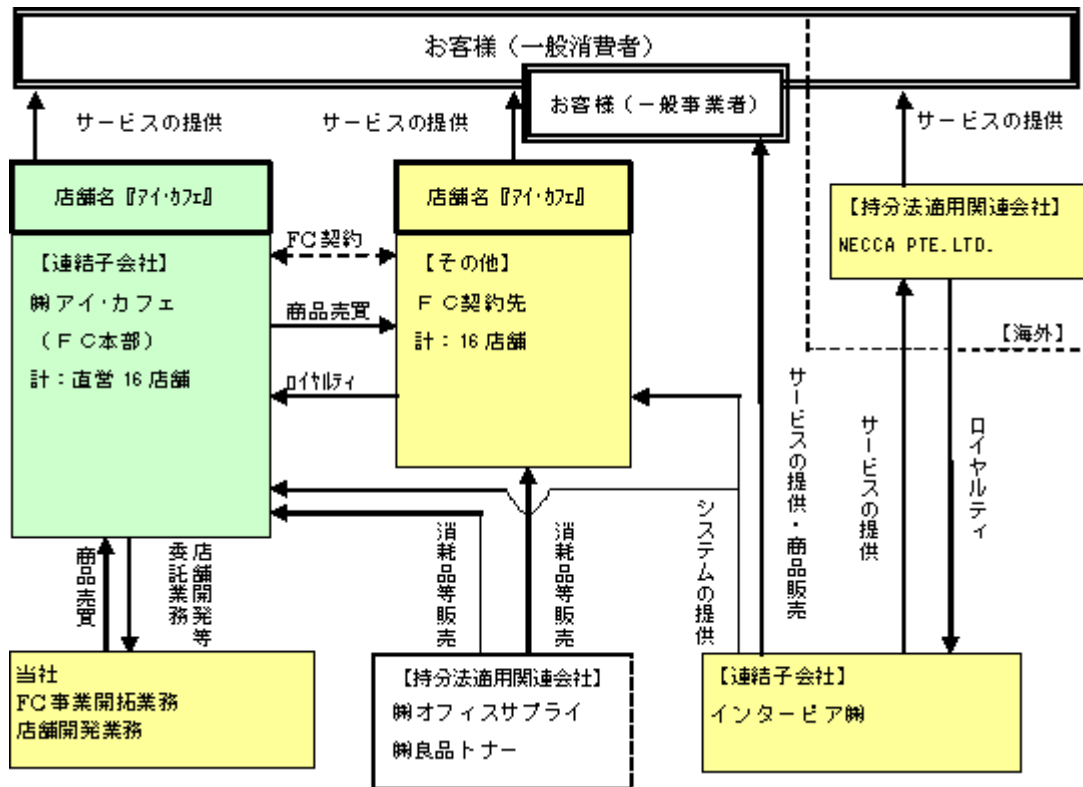
2. (株)オフィスサプライ及び同社が設立した(株)良品トナーについては、平成19年9月7日に当社が(株)オフィスサプライの株式の売却を行ったことにより関連会社から除外しております。ただし、売却日が当中間連結会計期間以後であったため、当中間連結会計期間においては持分法を適用しております。

(事業系統図)

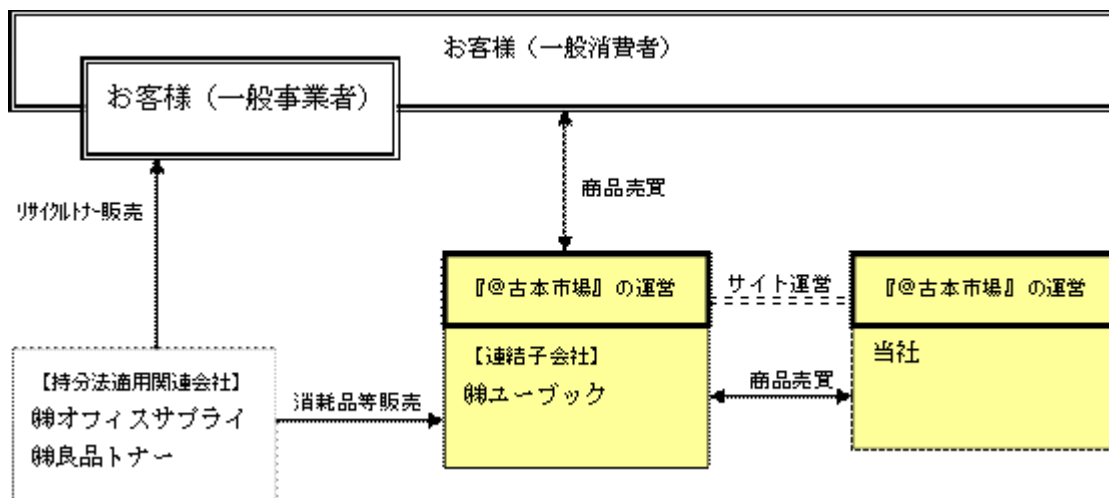
### ①古本市場事業



②アイ・カフェ事業



③EC事業



### 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) ㈱良品トナー	岡山県岡山市	2,000	付帯サービス事業	— [100.0]	当社グループに 消耗品等の供給 をしている。

(注) 議決権の所有割合の[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」による所有割合で外数となっております。

### 4【従業員の状況】

#### (1) 連結会社の状況

平成19年8月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
古本市場事業	328[416]
アイ・カフェ事業	87[138]
E C事業	17[ 25]
全社	23[ -]
合計	455[579]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当中間連結会計期間の平均人員(1人1日8時間換算)を[ ]外数で記載しております。

#### (2) 提出会社の状況

平成19年8月31日現在

従業員数(人)	356[416]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当中間会計期間の平均人員(1人1日8時間換算)を[ ]外数で記載しております。

#### (3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、アメリカの信用力の低い個人向け住宅融資（サブプライムローン）問題が顕在化していることに加え、原油価格を含む原材料価格の高止まりや長期金利の上昇などが懸念されますが、足元の景気を押し下げるには至らない状況であります。個人消費はやや力強さを欠いたものの、雇用の広がりなどから基調としては回復傾向が続いております。

こうした環境の下、当社グループは古本市場事業を中心に売上を伸ばし、連結売上高217億4千7百万円（前年同期比9.9%増）、連結経常利益7億5千3百万円（同185.2%増）、連結中間純利益は4億5千1百万円（同807.5%増）と中間連結会計期間としては過去最高の成果を達成することができました。

利益率の面に関しても売上高営業利益率3.5%（前中間連結会計期間は1.5%の売上高営業利益率）、売上高経常利益率3.5%（前中間連結会計期間は1.3%の売上高経常利益率）、売上高中間純利益率2.1%（前中間連結会計期間は0.3%の売上高中間純利益率）とそれぞれ大幅に改善されました。

#### 古本市場事業

古本市場事業を取り巻く環境を商品別にみると以下のようになります。

「古本」市場におきましては、大手企業の新規出店が鈍化する傾向にあり、一段と成熟度を増す環境が続いております。「家庭用テレビゲーム」市場につきましては、「ニンテンドーDS Lite」が好調を持続している中、昨年発売された新型ゲーム機「Wii」が多大な人気を集め、テレビゲーム市場の活性化に大きく貢献いたしました。

「音楽及び映像メディアソフト」市場につきましては、音楽ソフト・映像ソフトいずれにおいてもPC及び携帯電話向けのデジタルコンテンツの配信が大きく成長している一方で、パッケージソフト市場は長期的に縮小傾向が見込まれます。

このような環境の下、古本市場事業においては、既存店の店舗競争力の強化に向け、古本を中心としたリサイクル品の販売体制強化、家庭用テレビゲーム市場活性化と音楽・映像パッケージソフト市場の縮小などマーケットの変化に対応した全店舗における店舗レイアウトの変更、出店から年数が経過した店舗の大幅改装（2店舗）、店舗オペレーションの改善等による業務効率化などに注力いたしました。販促活動の面におきましては、夏のキャンペーンとして「古本市場 夏祭」を実施し、売上拡大を図ってまいりました。これらにより、当中間連結会計期間における既存店売上高は対前年同期比8.5%増となりました。

新規出店としては、直営店として古本市場中仙道店（岡山県）、古本市場東住吉店（大阪府）の2店舗を出店し、直営店店舗網のドミナント化を引き続き図ってまいりました。

以上の結果、新品ゲームや中古ゲーム、古本の売上好調などから、当中間連結会計期間における古本市場事業の売上高は201億8千9百万円（前年同期比12.5%増）、営業利益は13億2千6百万円（同22.4%増）と大幅な増収増益となりました。

#### アイ・カフェ事業

「インターネット・コミック・カフェ」市場につきましては、業態の認知度が大きく向上する一方、同業他社間の競争は顕著になり、一部大手企業が新規出店を抑制するなど市場全体の成長が鈍化しつつあります。

このような環境の下、アイ・カフェ事業においては、収益性を最重要視し、立地や賃借条件を厳選した出店方針のもと、新規出店としてはアイ・カフェ仙台駅西口店1店舗の出店となりました。店舗運営面におきましては、新メニューや新サービスの導入、集客や拡販のための様々なキャンペーンの展開など、既存店増収策を実施するとともに、コスト管理の徹底を図りました。これらにより当中間連結会計期間における既存店売上高は対前年同期比7.2%増と堅調に推移いたしました。

連結子会社のインターピア㈱においては、主力商品であるインターネット・コミック・カフェ向けの店舗運営POSシステム「Necca-Manager」の販売を継続すると同時に、次世代版の店舗運営POSシステムの開発を進めてまいりました。また、インターピア㈱の関連会社であるNecca Pte.Ltd.を通じ、シンガポールにおいて一部時間制課金型を取り入れた店舗ビジネスのスタートを切りました。

しかしながら、連結子会社インターピア㈱の新しい店舗運営POSシステムが開発途中であることから、アイ・カフェ事業の売上高は13億4千8百万円（前年同期比16.2%減）となりました。一方、利益面におきましては、新しいPOSシステム開発費用は発生したものの、アイ・カフェ直営既存店の売上増加とともに、直営店の出店数が前年同期5店舗から今中間期1店舗となったことなどにより、営業損失1億2千3百万円（前中間連結会計期間は営業損失3億1千1百万円）と営業損失が大幅に減る結果となりました。

## EC事業

「EC（電子商取引）」市場は、ブロードバンドや第三代携帯電話の普及により取引環境が整備されたことに加え、取り扱い商材の拡大、広告や流通形態の進化などにより、競争・競合は激化しつつも市場規模は拡大を続けており、携帯電話を利用したEC取引についても急速に拡大する傾向にあります。

このような環境の下、EC事業においては、買取促進のためのキャンペーンを実施し品揃えの強化に努めたほか、「青年コミック特集」「タレント本特集」「DVD特集」など多様なコンテンツをお客様へ提供するなど販売強化に注力いたしました。加えて、RSS（ウェブサイトの更新情報を簡単にまとめて配信する機能）対応サービスの開始など、サイトの利便性の向上に努めてまいりました。これらによりシステム関連売上を除いたEC売上高は、当中間連結会計期間において対前年同期比8.5%増と順調に推移いたしました。

しかしながら、平成19年2月にトナー事業を事業譲渡したことにより、EC事業の売上高は2億5千7百万円（前年同期比6.2%減）に留まりました。一方、利益面におきましては、利益率の高いリサイクル品の売上が着実に伸びたことなどにより、営業利益1千1百万円（前中間連結会計期間は営業損失2千3百万円）となり、半期ベースでの黒字となりました。

### (2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、期首から2億1千7百万円減少し、11億7千7百万円となりました。

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの原因は以下のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動の結果増加した資金は、4億7千3百万円（前中間連結会計期間は8億8千2百万円の増加）となりました。

これは、法人税を除いた営業キャッシュ・フローは前中間連結会計期間と比べ大きな差がなかったものの、法人税等の支払額が前中間連結会計期間と比べ大きく増加した結果であります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動の結果減少した資金は、6億2千3百万円（前中間連結会計期間は6億2千5百万円の減少）となりました。

これは、システム投資等の投資額の増加があったものの、直営店の出店が前年同期より少なかったことによるものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動の結果減少した資金は、6千7百万円（前中間連結会計期間は2億9百万円の減少）となりました。

これは、長期借入金の返済額、配当金の支払額、及び自己株式の取得額が法人税等の支払いに充当するため調達した短期借入金金額を上回ったためであります。



## 2【販売及び仕入の状況】

### (1) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	金額（千円）	構成比（％）	前年同期比（％）
リサイクル品			
本	2,383,805	10.9	111.0
ゲーム	3,928,058	18.1	120.0
CD	345,158	1.6	96.9
ビデオ・DVD	535,406	2.5	101.6
小計	7,192,428	33.1	114.0
新品			
本	382,071	1.7	96.7
ゲーム	11,263,664	51.8	116.2
CD	561,966	2.6	97.7
ビデオ・DVD	590,905	2.7	83.0
その他	36,920	0.2	71.4
小計	12,835,527	59.0	112.3
レンタル	84,579	0.4	95.1
業務提携	28,162	0.1	41.0
その他	41,352	0.2	87.7
古本市場事業	20,182,050	92.8	112.5
アイ・カフェ事業	1,348,632	6.2	83.8
EC事業	216,928	1.0	89.7
合計	21,747,611	100.0	109.9

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	金額 (千円)	構成比 (%)	前年同期比 (%)
リサイクル品			
本	789,269	5.2	120.6
ゲーム	2,515,049	16.6	125.7
CD	135,506	0.9	81.7
ビデオ・DVD	234,972	1.5	81.6
小計	3,674,797	24.2	118.2
新品			
本	278,723	1.8	96.4
ゲーム	9,942,945	65.5	116.5
CD	408,000	2.7	96.2
ビデオ・DVD	449,222	3.0	70.6
その他	30,992	0.2	73.9
小計	11,109,885	73.2	111.9
レンタル	43,419	0.3	92.2
その他	9,447	0.1	32.3
古本市場事業	14,837,549	97.8	113.2
アイ・カフェ事業	256,483	1.7	55.0
EC事業	75,560	0.5	71.5
合計	15,169,593	100.0	110.9

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は、株式会社の支配に関する基本方針を次の通り定めております。

#### I 基本方針の内容

##### 1. 経営基本方針

当社グループは、すべてのステークホルダーの「満足を創る」を経営理念に掲げ、「テイツウの七感」を行動指針とし、企業価値の持続的向上と企業の社会的責任を果たしていきたいと考えております。

テイツウの七感

- ① 変化を観る「目」をもつ
- ② お客様の声を聴く「耳」をもつ
- ③ 親しみと感謝の気持ちを表す「口」をもつ
- ④ 自らを律し、常に向上しようとする「心」をもつ
- ⑤ 常に新しい価値と独創性を創り出す「頭」をもつ
- ⑥ お客様が次に何を望むのか、時代がどう変わるのを感じる「勘」をもつ
- ⑦ お客様に親身にそしてけなげに接するひたむきな「姿勢」をもつ

当社グループは、(株)テイツウとその傘下にある子会社で構成される小売サービスグループであります。当社グループは共通の経営理念と統一された戦略のもとに一体的な業務運営を行い、お客様の目線に立った「顧客価値の創造」によって、付加価値の高い小売サービスを提供し、その対価として得られる持続的な収益をもって、企業価値の持続的向上に努めております。

##### 2. 事業内容

当社グループのビジネス・ポートフォリオは、3つの事業セグメントから構成されております。

###### ①古本市場事業

書籍・ゲーム・映像・音楽の分野で新品とリサイクル品の買取・販売を行う店舗を運営する古本市場事業につきましては、現時点におきましてはキャッシュフローを生み出す当社グループの中核事業であります。市場の成熟化・競合の激化が進んでいる事業でもあり、ドミナントエリアにおける継続的な新規出店やスクラップ&ビルド、既存店の活性化などにより持続的安定成長を目指しております。

###### ②アイ・カフェ事業

快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業につきましては、インターネット・コミック・カフェ市場の急成長とともに新規参入事業者が増加し競争環境が厳しくなっておりますが、今後も成長が続く事業分野であると認識しています。当社グループでは、アイ・カフェ事業が設備投資先行型の事業特性であることから、古本市場事業で確立したフランチャイジー展開・コミックの品揃えのノウハウ等を活用し、フランチャイジーを中心とした店舗網拡充により規模の拡大を図りつつ、確固たる収益基盤を築き、当社グループの利益成長に貢献する事業に育成する計画であります。

###### ③EC事業

古本及び新品とリサイクル品のゲーム・映像・音楽の買取・販売をインターネットを通じて行うEC事業につきましては、古本市場店舗のない地域のお客様にも古本市場店舗と同様の商品やサービスを提供することができる古本市場事業を補完する事業であり、ブロードバンド環境やインターネット・第三代携帯電話の普及とともに成長を期待できる事業であります。古本市場事業で培ったノウハウを活かして今後の当社グループの事業拡大を担う事業と位置づけております。

##### 3. ステークホルダー

当社グループのステークホルダーは顧客をはじめ、従業員・株主・取引先・フランチャイジー・行政・地域社会など、経済活動をとにもするすべての個人と法人であります。

##### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、現在の社会生活がグローバルな変化と無関係ではいられないことから、上記の3つの事業セグメントを通じて経済活動をとにもするすべてのステークホルダーの利益に最大限の配慮を行い、テイツウの七感を行動指針としてすべてのステークホルダーの「満足を創る」ことが最も重要であると考えております。このような当社グループの経営理念の実践を前提として、当社グループは、資本調達を通じてリスクをご負担いただく株主の皆様が、原則として当社グループの主権者であると認識しており、株主主権が企業価値（株主価値）と株主共同の利益の確保と向上に資する条件整備、すなわち株主の皆様と経営陣の情報共有に最大限の努力を行う必要があると考えております。

## II 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防ぐための取組み（買収防衛策について）

当社は、平成19年4月20日開催の取締役会において、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」という）を導入することを決議し、平成19年5月28日に開催された当社定時株主総会において、本施策の導入を株主総会の決議を得て決定するための根拠規定の定款変更及び当該定款変更に基づく本施策の導入について株主の皆様にご承認をいただきました。

### 第1 本施策導入の目的について

#### 1. 本施策の目的

当社は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの判断は、その時点における当社株主に委ねられるべきであると考えています。また当社は、その場合に当社株主が、十分な情報と相当な検討期間に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

このような考え方のもと、本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。また、大規模買付行為に関する対応策発動の是非を検討する際には、その時点における当社取締役会が自己の保身を図るなど、恣意的判断が入る余地のない適正な手続きを取り、できるだけ株主意を反映させるため、株主総会等を通じて発動の是非を検討することとしています。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は②当社株券等の買付等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

（注1） 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注2） 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3） 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4） 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5） 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注6） 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。

（注7） 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

#### 2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

##### (1) 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う店舗を運営する古本市場事業、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売をインターネットを通じて行うEC事業、快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業から構成されており、いずれの事業も「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じての「顧客価値の創造」という共通した事業コンセプトのもとに事業運営を行っております。

古本市場事業は、主力業態の「古本市場」、取扱い商品を絞り込んだ駅前小型店の「ふる1（いち）」、新刊書籍を取り扱う「ブック・スクウェア」の3業態を展開し、創業地である岡山県及び京阪神・埼玉県にドミナント出店を行い、ドミナントエリア内の知名度を高め、効率的なチェーンオペレーションを実現しております。

古本市場事業では、書籍・ゲーム・CD・DVDという商材の複合化、新品とリサイクル品の複合化という様々な複合化を図ることで、お客様の様々なご要望にお応えする店舗づくりに努めております。また、リサイクル品については、買取・販売に適合する品質基準の設定、市場動向や在庫状況により常に変更を求められる商品ごとの価格設定、あるいは品揃え・在庫確保に固有のノウハウとシステムと人材が必要とされ、新品商品の人気アイテムについては、生産数量が限定されている場合が多く、メーカーや卸業者等の取引先との長年に渡る信頼関係の構築が不可欠な事業であります。

当社では、この事業に必要な固有の要件を満たすことにより、新品に比べ相対的に低価格でリサイク

ル品を提供し、お客様に価値を認めていただいております。また、リサイクル品の取扱いは、リユース事業と言い換えることもできます。当社事業の拡大はリユースを促進し、地球温暖化防止、CO<sub>2</sub>排出抑制、地球環境保全に寄与するという側面を持ち、社会的価値を有するものであり、今後ますますその重要性が増すものと考えております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。このことは、インターネットを通じて「古本市場」店舗と同様の価値をお客様に提供するEC事業も全く同様であります。また、快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業においても、グループ共通の経営理念、事業コンセプトに基づき、古本市場事業で培ったコミックやゲームのノウハウの活用、取引先やフランチャイジーとの一体感を醸成することで、より一層のお客様の満足度を高め、企業価値の向上を図るとともに社会的使命を果たすことができると考えております。

このように、当社グループの事業においては、顧客・従業員・株主・取引先・フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、行政や地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社グループの企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた1つの帰結として、古本市場事業とこれらの関連事業との有機的な運営によって確保・向上されるべきものと考えております。

#### (2) グループ経営理念

当社グループは、古本市場事業、EC事業、アイ・カフェ事業から構成されており、いずれの事業においても「満足を創る」をグループ共通の経営理念とし、日常生活における廉価な娯楽を提供することを通じて「顧客価値の創造(Customer Value Creation)」を目指した事業運営を行っております。

この「顧客価値の創造」を実現するために「テイターの七感」を定め、当社グループの役員・社員が事業活動のあらゆるプロセスにおいて常に心に留め、書籍・ゲーム・映像・音楽・快適な時間と空間の提供という各分野において顧客価値・顧客満足を創造し、文化の一翼を担うことで社会に貢献したいと考えております。

当社グループは、上述の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。

#### (3) グループ経営目標

当社グループは、日常生活におけるエンタテインメント商品や快適な時間と空間の提供を通じて、お客様の満足を創り、社会に貢献することを事業の目的としており、当社グループの中期経営目標として、連結ROEの向上(20%以上)と自己資本比率の向上を定めています。また、古本市場事業、EC事業、アイ・カフェ事業といった当社の事業領域で、経営計画を着実に遂行することにより、「顧客価値を創造」し、企業価値の向上を図り、顧客・従業員・株主・取引先・フランチャイジー・行政・地域社会の皆様の「満足を創る」ことができるものと確信しております。

#### (4) 利益還元の方

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、企業価値(株主価値)の向上に努めております。利益還元につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、連結配当性向25%以上を目処として、連結業績に応じた配当を安定的に実施することを基本方針としております。また、キャッシュフローの状況に応じて、自己株式の取得など機動的な株主還元策を併せて講ずることにより、総合的な株主還元性向を高めていきたいと考えております。

### 3. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。

平成19年2月末時点で、当社の議決権の33.5%は当社創業者及びその資産管理会社が保有していますが、大規模買付行為は、それが成就すれば当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役

会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、かかる見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を予め設定するに至ったものであります。なお、大規模買付対抗措置の発動を検討する際には、取締役会による恣意的な判断を避け、会社と株主との間で十分にコミュニケーションを図ることが重要であるとの認識の下、株主意思の反映にも最大限配慮しております。

なお、本施策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」や、(株)ジャスダック証券取引所が平成18年3月31日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」に合致している等、株主の皆様のために合理的に機能するような設計がなされています。

## 第2 本施策の内容について

### 1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2.(2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（後記3.(1)）、その発動の要件を、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は②株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました（後記3.(2)(3)）。

### 2. 大規模買付ルール

#### (1) 取締役会に対する情報提供

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

本情報の具体的な内容は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ②大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ③大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ④大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の具体的内容及び条件
- ⑤大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ⑥大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係

- ⑦大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
  - ⑧当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
  - ⑨現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
  - ⑩大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
- 大規模買付者が提出した本情報が不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

## (2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、意向表明書による当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から本項に定める一定期間（以下「評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

評価期間は、原則として、90日とします（以下「当初評価期間」といいます。）。ただし、当社取締役会が、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置を発動するか否かにつき、株主意思確認手続に付する旨を決定し、これを大規模買付者に通知した場合は、評価期間は、当該株主意思確認手続の終了する日まで延期されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

## 3. 大規模買付対抗措置

### (1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたま場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合の募集事項の概要は、別紙に定めるとおりとします。この新株予約権には、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

### (2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

- ①大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、取締役会が後記(3)②の株主意思確認手続に付することが相当であると判断し、当該手続において、大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られたときは、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

### (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、次の各号に定める手続を経るものとします。

#### ①監査役賛同

当社取締役会は、前記(2)の①の要件に該当するとの判断、及び後記②の株主意思確認手続に付するとの判断、並びに最終的な具体的な大規模買付対抗措置の発動の決議にあたっては、外部専門家の助言も受けつつ、当社社外監査役を含む監査役全員の賛同を得るものとします。

#### ②株主意思確認手続

当社取締役会が、前記(2)①の要件に該当しないにもかかわらず、大規模買付対抗措置の発動を決議するに

あたっては、本項に定める大規模買付対抗措置の発動に関する株主の意思を確認する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）において、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数の賛同を得るものとします。

当社取締役会は、大規模買付者が意向表明書による当社取締役会に対する情報提供を完了した後、株主意思確認手続に付す可能性があるかと判断するときは、予め、株主意思確認手続において投票権を行使しうる株主を確定するための基準日（以下「株主投票基準日」といいます。）として、当初評価期間の満了後であって実質株主確定に係る実務に照らして定めることのできる最も早い日を定めます。株主投票基準日は、その2週間前までに公告するものとします。

当社取締役会は、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置の発動につき、株主意思確認手続に付すか否か及び株主意思確認手続に付す場合の方法を決定し、大規模買付者に通知するものとします。

株主意思確認手続は、株主の書面による投票（以下「書面投票」といいます。）又は株主意思確認手続のために開催される総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）における投票により行います。株主意思確認手続において投票権を行使することのできる株主は、株主投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とし、各株主は、株式に係る議決権1個につき1個の投票権を有するものとします。

書面投票による場合は、当社は、書面投票日の3週間前までに、株主投票基準日現在の株主に対し、投票すべき議案、投票日（以下「書面投票日」といいます。）、書面投票日までに投票用紙が当社に到達すべき旨その他当社取締役会が定める事項を記載又は添付した投票用紙を、発送するものとします。

株主意思確認総会における投票による場合は、株主意思確認総会の招集手続及び投票権の行使の方法は、法令及び当社定款に基づく株主総会の招集手続及びこれらにおける議決権行使方法に準じるものとします。

なお、株主意思確認手続中であっても、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、当社取締役会は、いつでも株主意思確認手続を中止し、上記(3)①の手続に従って適切な大規模買付対抗措置を発動することができます。

#### 4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、平成19年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成19年5月28日開催）において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得ております。また、有効期間は平成20年5月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとします。

そして、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。

### 第3 本施策の合理性について

#### 1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第1に述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記第2に述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

#### 2. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記第2において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資者及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

#### 3. 株主意思の反映

- (1) 前記第2の4.に述べたとおり、本施策は、平成19年5月28日開催の定時株主総会に議案として提出し、出席株主の過半数の賛成を得ております。また、その有効期間は、平成20年開催予定の定時株主総会終結時までとされています。そして、有効期間満了前であっても、臨時株主総会の決議又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって、廃止又は変更することができます。

したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の意思が反映されるものと考えます。

- (2) また、前記第2の3.のとおり、本施策においては、前記第2の3(2)①のような客観的な要件によらずに大規模買付対抗措置を発動する場合には、株主意思を最大限反映させるため、株主総会の手続に準じた株主



意思確認手続において株主の賛同を得るものとしております。

したがって、本施策における大規模買付対抗措置の発動の是非の判断には、必要に応じて株主の意思が適切に反映されるものと考えます。

#### 4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記第2の3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記第2の3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

#### 5. デットハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記第2の4.の「本施策の有効期間並びに廃止及び変更」に記載したとおり、本施策は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していませんので、本施策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 第4 本施策が株主及び投資者に及ぼす影響について

#### 1. 大規模買付ルールが株主及び投資者に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当該時点において株主及び投資者の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資者の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に御注意ください。

#### 2. 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資者に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日までには名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

### 4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

### 5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

##### (1) 主要な設備の増加

当中間連結会計期間において、古本市場事業では2店舗、アイ・カフェ事業で1店舗を新規出店しております。  
なお、当中間連結会計期間に取得した主要な設備の中間連結会計期間末の状況は以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額			従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (千円)	有形固定資 産その他 (千円)	合計 (千円)	
(株)テイソー	営業用設備 (岡山県) 1店舗	古本市場事業	店舗設備	79,839	5,012	84,851	4[4]
	営業用設備 (大阪府) 1店舗	古本市場事業	店舗設備	30,578	3,822	34,400	4[4]
(株)アイ・カフェ	営業用設備 (宮城県) 1店舗	アイ・カフェ事 業	店舗設備	71,640	10,986	82,627	3[8]

(注) 1. 従業員数の[ ]は、パートタイマー及びアルバイト(1人1日8時間換算)を外数で記載しております。  
2. リース契約による主な賃借設備の増加は、次のとおりであります。

名称	リース期間	支払リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)	備考
店舗設備機器	60ヵ月	2,620	48,247	所有権移転外ファイナンス・リース

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、改修計画についての重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年11月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	551,400	551,400	ジャスダック証券取引所	—
計	551,400	551,400	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づく新株予約権を含む)により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年5月27日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	7,640(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	7,640	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	22,854	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成20年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)3	発行価格 22,854 資本組入額 11,427	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認が必要となります。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 取締役6名、監査役1名及び従業員82名に付与しております。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、係る調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行います。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行（新株引受権の行使、新株予約権の行使により新株式を発行するときを除く）するとき、もしくは自己株式の処分をする場合又は時価を下回る価額をもって会社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行います。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社グループ子会社の取締役、監査役、従業員の地位を保有していることを要する。
- ② 新株予約権の相続は認めない。
- ③ 対象者に法令、定款もしくは社内規律に違反する重大な行為があった場合又は対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由として当社取締役会決議で定める事由が生じた場合は、新株予約権を行使することができないものとする。
- ④ 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分をすることができない。
- ⑤ 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約において、年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限（「年間発行価額の上限」という。）を定めることができ、対象者はかかる年間発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければならない。
- ⑥ その他の条件については、平成16年5月27日開催の第14期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

平成17年5月26日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	10,060(注)1	10,050(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	10,060	10,050
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	17,309	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年6月1日 至平成21年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 17,309 資本組入額 8,655	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認が必要となります。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 取締役8名、監査役1名及び従業員99名に付与しております。

2. 取締役8名、監査役1名及び従業員98名に付与しております。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、係る調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行います。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、会社が時価を下回る価額で新株を発行(新株引受権の行使、新株予約権の行使により新株式を発行するときを除く)するとき、もしくは自己株式の処分をする場合又は時価を下回る価額をもって会社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行います。

## 5. 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、従業員の地位を保有していることを要する。
- ② 新株予約権の相続は認めない。
- ③ 対象者に法令、定款もしくは社内規律に違反する重大な行為があった場合又は対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、新株予約権を行使することができないものとする。
- ④ 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分をすることができない。
- ⑤ 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約において、年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限（「年間発行価額の上限」という。）を定めることができ、対象者はかかる年間発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければならない。
- ⑥ その他の条件については、平成17年5月26日開催の第15期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年5月28日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年10月31日)
新株予約権の数(個)	9,680(注)1	9,590(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)3	9,680	9,590
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	9,050	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至平成23年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 9,050 資本組入額 4,525	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認が必要となります。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 取締役8名、監査役2名及び従業員117名に付与しております。

2. 取締役8名、監査役2名及び従業員115名に付与しております。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。ただし、係る調整は当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行います。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行（新株引受権の行使、新株予約権の行使により新株式を発行するときを除く）するとき、もしくは自己株式の処分をする場合又は時価を下回る価額をもって会社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行するとき、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、会社の発行済株式総数から会社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

その他当社が取締役会決議により定める一定の場合にも適宜調整を行います。

5. 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、従業員の地位を保有していることを要する。
- ② 新株予約権の相続は認めない。
- ③ 対象者に法令、定款もしくは社内規律に違反する重大な行為があった場合又は対象者が当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、新株予約権を行使することができないものとする。
- ④ 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分をすることができない。
- ⑤ 当社は、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当に関する契約において、年間（1月1日から12月31日までの期間をいう。）における新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限（「年間発行価額の上限」という。）を定めることができ、対象者はかかる年間発行価額の上限を超えないように、新株予約権を行使しなければならない。
- ⑥ その他の条件については、平成19年5月28日開催の第17期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成19年3月1日～ 平成19年8月31日	—	551,400	—	1,165,507	—	1,119,796

## (5) 【大株主の状況】

平成19年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(有)ワイ・エイ・ケイ・コーポ レーション	岡山県岡山市藤田1328-4	165,000	29.92
秋山良夫	岡山県岡山市	20,000	3.63
ティーツー従業員持株会	東京都港区芝公園2-4-1ダヴィンチ芝 パークA館8F	12,043	2.18
(株)山陰合同銀行	島根県松江市魚町10	11,000	1.99
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内1-2-1	10,000	1.81
大橋康宏	東京都豊島区	8,854	1.61
日本マスタートラスト信託銀 行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	8,036	1.46
(株)中国銀行	岡山県岡山市丸の内1-15-20	8,000	1.45
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	7,000	1.27
(株)トマト銀行	岡山県岡山市番町2-3-4	6,000	1.09
住友信託銀行(株)	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	6,000	1.09
計	—	261,933	47.50

(注) 当社は自己株式(43,450株、7.88%)を保有しておりますが、大株主として表記しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 43,450	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 507,950	507,950	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	551,400	—	—
総株主の議決権	—	507,950	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式115株を含めて記載しております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数115個が含まれております。



## ②【自己株式等】

平成19年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （%）
(株)テイトー	岡山市今村650番111	43,450	—	43,450	7.88
計	—	43,450	—	43,450	7.88

## 2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高（円）	9,800	8,590	9,890	10,430	10,200	9,660
最低（円）	8,410	7,970	8,130	8,910	9,470	8,310

（注） 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年3月1日から平成18年8月31日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年3月1日から平成19年8月31日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年3月1日から平成18年8月31日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年3月1日から平成19年8月31日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		1,500,649		1,310,696		1,477,937	
2. 売掛金		511,216		320,600		397,947	
3. たな卸資産		3,597,700		3,889,839		4,113,458	
4. その他		685,458		833,047		574,174	
貸倒引当金		△1,036		△3,146		△3,139	
流動資産合計		6,293,987	52.9	6,351,037	54.0	6,560,378	55.3
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物及び構築物		1,988,917		1,820,276		1,750,571	
(2) 土地		242,279		242,279		242,279	
(3) 建設仮勘定		108,495		20,000		22,000	
(4) その他		341,220	2,680,912	261,836	2,344,392	282,234	2,297,085
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		131,858		203,772		131,337	
(2) その他		92,942	224,801	98,483	302,256	118,867	250,205
3. 投資その他の資産							
(1) 長期貸付金		522,564		527,952		530,372	
(2) 差入保証金		1,514,817		1,595,861		1,568,902	
(3) その他		653,530		648,413		651,309	
貸倒引当金		△1,270	2,689,642	—	2,772,228	—	2,750,583
固定資産合計		5,595,356	47.1	5,418,877	46.0	5,297,874	44.7
資産合計		11,889,343	100.0	11,769,914	100.0	11,858,253	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		1,714,792		1,270,254		1,859,256	
2. 短期借入金		905,338		1,250,000		900,000	
3. 1年内返済予定 長期借入金		927,507		810,906		902,041	
4. 未払法人税等		136,726		333,113		357,409	
5. 賞与引当金		100,914		114,550		110,583	
6. ポイント値引 引当金		274,424		267,426		292,809	
7. その他	※2	753,862		844,289		661,246	
流動負債合計		4,813,566	40.5	4,890,540	41.6	5,083,347	42.9
II 固定負債							
1. 長期借入金		2,336,591		1,655,684		1,895,795	
2. 退職給付引当金		115,023		134,323		124,056	
3. 役員退職慰労 引当金		151,072		171,637		160,561	
4. その他		178,628		184,247		195,307	
固定負債合計		2,781,315	23.4	2,145,892	18.2	2,375,720	20.0
負債合計		7,594,882	63.9	7,036,433	59.8	7,459,067	62.9
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		1,165,507	9.8	1,165,507	9.9	1,165,507	9.8
2. 資本剰余金		1,119,796	9.4	1,119,796	9.5	1,119,796	9.4
3. 利益剰余金		2,003,670	16.8	2,491,443	21.2	2,095,937	17.7
4. 自己株式		△290,489	△2.4	△320,091	△2.7	△290,489	△2.4
株主資本合計		3,998,485	33.6	4,456,655	37.9	4,090,752	34.5
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券 評価差額金		3,545	0.0	2,264	0.0	4,066	0.0
2. 為替換算調整勘定		—	—	1,708	0.0	668	0.0
評価・換算差額等 合計		3,545	0.0	3,973	0.0	4,734	0.0
III 新株予約権		—	—	2,713	0.0	—	—
IV 少数株主持分		292,430	2.5	270,139	2.3	303,698	2.6
純資産合計		4,294,461	36.1	4,733,481	40.2	4,399,186	37.1
負債純資産合計		11,889,343	100.0	11,769,914	100.0	11,858,253	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		前連結会計年度の 連結損益計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			19,789,738	100.0		21,747,611	100.0		44,871,898	100.0
II 売上原価			14,962,016	75.6		16,290,140	74.9		34,518,503	76.9
売上総利益			4,827,722	24.4		5,457,470	25.1		10,353,394	23.1
III 販売費及び 一般管理費										
1. 広告宣伝費		193,319			211,598			330,601		
2. 貸倒引当金 繰入額		294			998			1,374		
3. 従業員給与及び 賞与		721,107			798,139			1,575,146		
4. 雑給		534,134			—			1,109,431		
5. パート・アルバ イト給与		—			540,986			—		
6. 賞与引当金 繰入額		89,338			99,940			99,982		
7. 役員退職慰勞 引当金繰入額		15,311			11,166			24,799		
8. 退職給付費用		10,574			12,986			21,323		
9. 賃借料		863,507			929,828			1,786,385		
10. 減価償却費		136,593			154,841			291,366		
11. その他		1,966,639	4,530,819	22.9	1,936,292	4,696,779	21.6	4,072,951	9,313,362	20.8
営業利益			296,902	1.5		760,691	3.5		1,040,032	2.3
IV 営業外収益										
1. 受取利息		1,345			4,757			3,799		
2. 受取配当金		99			115			207		
3. 受取賃貸料		38,581			38,479			77,060		
4. その他		18,992	59,019	0.3	17,084	60,436	0.3	36,295	117,363	0.3
V 営業外費用										
1. 支払利息		28,476			29,444			60,255		
2. 不動産賃貸費用		32,962			31,302			65,714		
3. 賃貸借契約 解約損		21,391			—			21,391		
4. 持分法による 投資損失		8,605			6,851			11,507		
5. その他		359	91,795	0.5	137	67,737	0.3	1,237	160,106	0.4
経常利益			264,126	1.3		753,391	3.5		997,289	2.2

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		前連結会計年度の 連結損益計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)		
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	
VI 特別利益								
1. 固定資産売却益	※1	—		116		—		
2. 投資有価証券 売却益		681		—		681		
3. ポイント値引引当 金戻入益		—		—		36,763		
4. 事業譲渡益	※2	13,916		—		31,338		
5. 持分変動利益		—	14,597	0.1	116	36,459	105,242	0.2
VII 特別損失								
1. 固定資産除却損	※3	14,735		2,548		84,786		
2. 減損損失	※4	54,777		21,377		258,755		
3. リース契約解約損		—		787		30,242		
4. 店舗閉鎖賃借契約 解約損		—		—		44,191		
5. 投資有価証券 評価損		12,000		—		19,749		
6. 退職給付費用		53,449	134,962	0.7	24,713	53,449	491,174	1.1
税金等調整前中間 (当期)純利益			143,760	0.7	728,793		611,356	1.3
法人税、住民税及 び事業税	※5	121,866		310,642		472,760		
法人税等調整額		—	121,866	0.6	310,642	71,526	544,286	1.2
少数株主損失			△27,882	△0.2	△33,559		△131,178	△0.3
中間(当期) 純利益			49,776	0.3	451,710		198,248	0.4

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年2月28日 残高（千円）	1,149,645	1,103,933	2,009,603	△290,489	3,972,692
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	15,862	15,862	—	—	31,725
剰余金の配当（注）	—	—	△55,709	—	△55,709
中間純利益	—	—	49,776	—	49,776
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	15,862	15,862	△5,932	—	25,792
平成18年8月31日 残高（千円）	1,165,507	1,119,796	2,003,670	△290,489	3,998,485

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年2月28日 残高（千円）	4,020	4,020	320,313	4,297,026
中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行	—	—	—	31,725
剰余金の配当（注）	—	—	—	△55,709
中間純利益	—	—	—	49,776
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△474	△474	△27,882	△28,356
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	△474	△474	△27,882	△2,564
平成18年8月31日 残高（千円）	3,545	3,545	292,430	4,294,461

（注）平成18年5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年2月28日 残高（千円）	1,165,507	1,119,796	2,095,937	△290,489	4,090,752
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△56,204	—	△56,204
中間純利益	—	—	451,710	—	451,710
自己株式の取得	—	—	—	△29,602	△29,602
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	—	—	395,506	△29,602	365,903
平成19年8月31日 残高（千円）	1,165,507	1,119,796	2,491,443	△320,091	4,456,655

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定			
平成19年2月28日 残高（千円）	4,066	668	—	303,698	4,399,186
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△56,204
中間純利益	—	—	—	—	451,710
自己株式の取得	—	—	—	—	△29,602
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△1,802	1,040	2,713	△33,559	△31,608
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	△1,802	1,040	2,713	△33,559	334,295
平成19年8月31日 残高（千円）	2,264	1,708	2,713	270,139	4,733,481



前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年2月28日 残高（千円）	1,149,645	1,103,933	2,009,603	△290,489	3,972,692
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	15,862	15,862	—	—	31,725
剰余金の配当(注)	—	—	△55,709	—	△55,709
剰余金の配当	—	—	△56,204	—	△56,204
当期純利益	—	—	198,248	—	198,248
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計（千円）	15,862	15,862	86,334	—	118,059
平成19年2月28日 残高（千円）	1,165,507	1,119,796	2,095,937	△290,489	4,090,752

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定		
平成18年2月28日 残高（千円）	4,020	—	320,313	4,297,026
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	31,725
剰余金の配当(注)	—	—	—	△55,709
剰余金の配当	—	—	—	△56,204
当期純利益	—	—	—	198,248
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	46	668	△16,614	△15,899
連結会計年度中の変動額合計（千円）	46	668	△16,614	102,160
平成19年2月28日 残高（千円）	4,066	668	303,698	4,399,186

（注）平成18年5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシ ュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		143,760	728,793	611,356
減価償却費		232,634	223,858	483,979
減損損失		54,777	21,377	258,755
ポイント値引引当金の 増減額(減少:△)		10,494	△25,383	28,878
賞与引当金の増加額		5,663	3,966	15,332
退職給付引当金の 増加額		62,719	10,267	71,752
役員退職慰労引当金の 増加額		2,019	11,076	11,507
貸倒引当金の増加額		294	6	1,126
受取利息及び受取 配当金		△1,445	△4,872	△4,007
支払利息		28,476	29,444	60,255
持分法による投資 損失		8,605	6,851	11,507
長期貸付金の家賃 相殺額		34,604	36,712	64,067
投資有価証券評価損		12,000	—	19,749
固定資産売却益		—	△116	—
固定資産除却損		14,735	2,548	84,152
事業譲渡益		△13,916	—	△31,338
売上債権の増減額 (増加:△)		△182,912	77,346	△69,643
たな卸資産の増減額 (増加:△)		180,896	223,471	△333,946
その他流動資産の 増加額		△87,691	△56,499	△42,473
仕入債務の増減額 (減少:△)		368,547	△589,001	513,011
その他流動負債の 増加額		67,416	120,333	93,637
その他		33,411	33,803	29,523
小計		975,090	853,985	1,877,184

		前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
利息及び配当金の 受取額		318	2,948	1,050
利息の支払額		△30,090	△29,259	△61,854
法人税等の支払額		△62,930	△354,293	△219,644
営業活動によるキャッシ ュ・フロー		882,388	473,381	1,596,736
Ⅱ 投資活動によるキャッシ ュ・フロー				
定期預金の純増加額		△3	△50,010	△16
有形固定資産の取得に よる支出		△538,698	△231,727	△733,393
有形固定資産の売却に よる収入		—	150	—
無形固定資産の取得に よる支出		△25,634	△48,253	△67,230
差入保証金の払込によ る支出		△104,527	△50,784	△174,646
差入保証金の返還によ る収入		10,190	22,844	38,322
投資有価証券の取得に よる支出		△1,250	△1,263	△63,204
投資有価証券の売却に よる収入		4,000	—	52,000
短期貸付金の貸付によ る支出		—	△200,000	—
長期貸付金の貸付によ る支出		△86,911	△34,781	△110,639
事業譲渡による収入		159,985	—	181,985
その他		△42,226	△29,697	△59,407
投資活動によるキャッシ ュ・フロー		△625,075	△623,523	△936,231

		前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
III 財務活動によるキャッシ ュ・フロー				
短期借入金の 純増減額(純減少額: △)		△794,662	350,000	△800,000
長期借入れによる収入		1,120,000	130,000	1,120,000
長期借入金の返済によ る支出		△510,454	△461,245	△976,716
株式発行による収入		31,365	—	31,365
少数株主への株式の発 行による収入		—	—	101,371
親会社による配当金の 支払額		△55,448	△56,123	△111,138
自己株式の取得による 支出		—	△29,740	—
財務活動によるキャッシ ュ・フロー		△209,199	△67,109	△635,117
IV 現金及び現金同等物に係 る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の増 減額 (減少:△)		48,113	△217,251	25,388
VI 現金及び現金同等物の期 首残高		1,369,502	1,394,891	1,369,502
VII 現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高	※	1,417,616	1,177,639	1,394,891

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 3社</p> <p>連結子会社の名称 (株)ユーブック (株)アイ・カフェ インターピア(株)</p> <p>上記以外に子会社はありません。</p>	同左	同左
2. 持分法適用に関する事項	<p>持分法適用関連会社の数 6社</p> <p>持分法適用関連会社の名称 (有)アゲイン、(株)さっぽろ古本市場、(株)トップボックス、(有)ブイレックス二十一古本市場、(株)ばんぐら、(株)オフィスサプライ</p> <p>(株)オフィスサプライは、平成18年7月3日に有限会社から株式会社に組織変更しております。</p> <p>上記以外に関連会社はありません。</p>	<p>持分法適用関連会社の数 7社</p> <p>持分法適用関連会社の名称 (有)アゲイン、(株)トップボックス、(有)ブイレックス二十一古本市場、(株)ばんぐら、(株)オフィスサプライ、NECCA PTE. LTD.、(株)良品トナー</p> <p>上記以外に関連会社はありません。</p> <p>(株)良品トナーは、当社持分法適用関連会社(株)オフィスサプライが、同社を設立したことにより関連会社となったため、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。</p>	<p>持分法適用関連会社の数 6社</p> <p>持分法適用関連会社の名称 (有)アゲイン、(株)トップボックス、(有)ブイレックス二十一古本市場、(株)ばんぐら、(株)オフィスサプライ、NECCA PTE. LTD.</p> <p>上記以外に関連会社はありません。</p> <p>NECCA PTE. LTD. は、当社連結子会社インターピア(株)が、同社の設立に伴い株式を取得したことにより関連会社となったため、当連結会計年度より持分法を適用しております。</p> <p>(株)さっぽろ古本市場は特別清算が終了したため、持分法適用から除外しております。</p>
3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社のうち(株)ユーブック及び(株)アイ・カフェの中間決算日は中間連結決算日と一致しております。</p> <p>インターピア(株)の中間決算日は、6月30日であります。中間連結財務諸表の作成に当たって、当該会社については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>	同左	<p>連結子会社のうち(株)ユーブック及び(株)アイ・カフェの決算日は連結決算日と一致しております。</p> <p>インターピア(株)の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たって、当該会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          …中間決算日の市場価格に基づく時価法          (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの          …移動平均法による原価法</p> <p>②たな卸資産          (1) 商品          …主として移動平均法による原価法</p> <p>(2) 食材          …最終仕入原価法</p> <p>(3) 貯蔵品          …最終仕入原価法</p> <p>(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産          定率法          なお、主な耐用年数は次のとおりであります。          建物及び構築物          10～20年          その他 5～10年</p> <p>②無形固定資産          ソフトウェア          自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法</p> <p>(ハ)重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金          債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          同左</p> <p>時価のないもの          同左</p> <p>②たな卸資産          (1) 商品          同左</p> <p>(2) 食材          同左</p> <p>(3) 貯蔵品          同左</p> <p>(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産          同左</p> <p>②無形固定資産          ソフトウェア          同左</p> <p>(ハ)重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金          同左</p>	<p>(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          …連結決算日の市場価格等に基づく時価法          (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの          同左</p> <p>②たな卸資産          (1) 商品          同左</p> <p>(2) 食材          同左</p> <p>(3) 貯蔵品          同左</p> <p>(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産          同左</p> <p>②無形固定資産          ソフトウェア          同左</p> <p>(ハ)重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金          同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
	<p>②賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>③ポイント値引引当金 将来のポイントサービスの利用による売上値引に備えるため、過去の使用実績に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しております。</p> <p>④退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>⑤役員退職慰労引当金 当社及び一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(ニ)重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(ホ)その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>②賞与引当金 同左</p> <p>③ポイント値引引当金 同左</p> <p>④退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑤役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(ニ)重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(ホ)その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p>	<p>②賞与引当金 同左</p> <p>③ポイント値引引当金 同左</p> <p>④退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>⑤役員退職慰労引当金 当社及び一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(ニ)重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(ホ)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (連結キャッシュ・フロー計算書) における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び預入期間が3カ月以内の定期預金等からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び預入期間が3カ月以内の定期預金等からなっております。



中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、4,002,030千円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <hr/> <hr/>	<p>(有形固定資産の減価償却の方法の変更)</p> <p>当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産(建物を除く)について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <hr/> <hr/>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、4,095,487千円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(改正 企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日)に準じた方法で会計処理を行っております。</p> <p>連結財務諸表規則の改正による連結財務諸表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <p>(連結貸借対照表)</p> <p>「連結調整勘定」は、当連結会計年度から「のれん」として表示しております。</p>

## 表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)
	(中間連結損益計算書関係) 「パート・アルバイト給与」は従来、「雑給」と表示しておりましたが、内容をより明瞭に表示するために科目名の変更を行っております。

## 追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
<p>(退職給付会計)</p> <p>当社は、退職給付債務の算定にあたり、従来、簡便法によっておりましたが、当中間連結会計期間より原則法による算定方法に変更しております。この変更は、当中間連結会計期間において、当社アイ・カフェ事業部門を会社分割し、当事業に従事する従業員を連結子会社(株)アイ・カフェに承継した後に、当社単体従業員数が300人以上となることにより、退職給付債務の算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。</p> <p>なお、この変更に伴い、当期首における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額53,449千円を特別損失に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益が1,442千円、税金等調整前中間純利益が54,892千円、それぞれ減少しております。</p>	<p>(建物の残存価額)</p> <p>当社及び連結子会社の建物については、従来、残存価額を取得原価の5%と見積り減価償却を行っていましたが、すべての建物を当中間連結会計期間から残存価額をゼロとして減価償却する方法に変更しております。この変更は、近年の店舗閉鎖時における建物処分損の重要性が増してきたため、建物の残存価額の見直しを行ったことによるものであります。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ26,306千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(退職給付会計)</p> <p>当社は、退職給付債務の算定にあたり、従来、簡便法によっておりましたが、当連結会計年度より原則法による算定方法に変更しております。この変更は、当連結会計年度において、当社アイ・カフェ事業部門を会社分割し、当事業に従事する従業員を連結子会社(株)アイ・カフェに承継した後に、当社単体従業員数が300人以上となることにより、退職給付債務の算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。</p> <p>なお、この変更に伴い、当連結会計年度期首における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額53,449千円を特別損失に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益が5,064千円、税金等調整前当期純利益が58,514千円、それぞれ減少しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年 8 月31日)	当中間連結会計期間末 (平成19年 8 月31日)	前連結会計年度末 (平成19年 2 月28日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1, 490, 971千円 ※2. 仮払消費税等及び仮受消費税等 は相殺のうえ流動負債の「その他」 に含めて表示しております。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1, 843, 940千円 ※2. 同左	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1, 663, 548千円 _____

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)																																		
<p>※2. 事業譲渡益 アイ・カフェ桜木インター店の事業譲渡に伴う譲渡益であります。</p> <p>※3. 固定資産除却損の内訳</p> <table data-bbox="172 689 501 904"> <tr><td>建物及び構築物</td><td>485千円</td></tr> <tr><td>有形固定資産の その他</td><td>231</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>13,384</td></tr> <tr><td>撤去費用</td><td>634</td></tr> <tr><td>計</td><td>14,735</td></tr> </table>	建物及び構築物	485千円	有形固定資産の その他	231	ソフトウェア	13,384	撤去費用	634	計	14,735	<p>※1. 固定資産売却益の内訳</p> <table data-bbox="608 315 920 383"> <tr><td>有形固定資産の その他</td><td>116千円</td></tr> </table> <p>※3. 固定資産除却損の内訳</p> <table data-bbox="608 689 936 869"> <tr><td>建物及び構築物</td><td>213千円</td></tr> <tr><td>有形固定資産の その他</td><td>745</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>1,589</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,548</td></tr> </table>	有形固定資産の その他	116千円	建物及び構築物	213千円	有形固定資産の その他	745	ソフトウェア	1,589	計	2,548	<p>※2. 事業譲渡益 当社のアイ・カフェ桜木インター店及びグループ内業務再編を目的とした連結子会社(株)ユーブックのウェブサイトを通じたトナーカートリッジの販売事業の事業譲渡に伴う譲渡益であります。</p> <p>※3. 固定資産除却損の内訳</p> <table data-bbox="1043 689 1369 1084"> <tr><td>建物及び構築物</td><td>53,582千円</td></tr> <tr><td>有形固定資産の その他(器具備 品)</td><td>12,790</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>17,228</td></tr> <tr><td>無形固定資産の その他</td><td>225</td></tr> <tr><td>投資その他の資 産のその他</td><td>325</td></tr> <tr><td>撤去費用</td><td>634</td></tr> <tr><td>計</td><td>84,786</td></tr> </table>	建物及び構築物	53,582千円	有形固定資産の その他(器具備 品)	12,790	ソフトウェア	17,228	無形固定資産の その他	225	投資その他の資 産のその他	325	撤去費用	634	計	84,786
建物及び構築物	485千円																																			
有形固定資産の その他	231																																			
ソフトウェア	13,384																																			
撤去費用	634																																			
計	14,735																																			
有形固定資産の その他	116千円																																			
建物及び構築物	213千円																																			
有形固定資産の その他	745																																			
ソフトウェア	1,589																																			
計	2,548																																			
建物及び構築物	53,582千円																																			
有形固定資産の その他(器具備 品)	12,790																																			
ソフトウェア	17,228																																			
無形固定資産の その他	225																																			
投資その他の資 産のその他	325																																			
撤去費用	634																																			
計	84,786																																			

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)																							
<p>※4. 減損損失</p> <p>当中間連結会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p>	<p>※4. 減損損失</p> <p>当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p>	<p>※4. 減損損失</p> <p>当連結会社年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿圏</td> <td>アイ・カフェ 店舗1店舗</td> <td>建物及び構築物、有形固定資産のその他、ソフトウェア、リース資産</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	近畿圏	アイ・カフェ 店舗1店舗	建物及び構築物、有形固定資産のその他、ソフトウェア、リース資産	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿圏</td> <td>アイ・カフェ 店舗1店舗</td> <td>建物及び構築物、有形固定資産のその他、リース資産</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	近畿圏	アイ・カフェ 店舗1店舗	建物及び構築物、有形固定資産のその他、リース資産	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関東圏</td> <td>古本市場店舗 1店舗</td> <td>建物及び構築物、有形固定資産のその他(器具備品)、リース資産</td> </tr> <tr> <td>アイ・カフェ 店舗2店舗</td> <td>建物及び構築物、有形固定資産のその他(器具備品)、ソフトウェア、リース資産</td> </tr> <tr> <td>近畿圏</td> <td>アイ・カフェ 店舗1店舗</td> <td>建物及び構築物、有形固定資産のその他(器具備品)、ソフトウェア、リース資産</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	関東圏	古本市場店舗 1店舗	建物及び構築物、有形固定資産のその他(器具備品)、リース資産	アイ・カフェ 店舗2店舗	建物及び構築物、有形固定資産のその他(器具備品)、ソフトウェア、リース資産	近畿圏	アイ・カフェ 店舗1店舗	建物及び構築物、有形固定資産のその他(器具備品)、ソフトウェア、リース資産
場所	用途	種類																							
近畿圏	アイ・カフェ 店舗1店舗	建物及び構築物、有形固定資産のその他、ソフトウェア、リース資産																							
場所	用途	種類																							
近畿圏	アイ・カフェ 店舗1店舗	建物及び構築物、有形固定資産のその他、リース資産																							
場所	用途	種類																							
関東圏	古本市場店舗 1店舗	建物及び構築物、有形固定資産のその他(器具備品)、リース資産																							
	アイ・カフェ 店舗2店舗	建物及び構築物、有形固定資産のその他(器具備品)、ソフトウェア、リース資産																							
近畿圏	アイ・カフェ 店舗1店舗	建物及び構築物、有形固定資産のその他(器具備品)、ソフトウェア、リース資産																							
<p>当社グループは、独立採算管理が可能である店舗ごとに資産をグループ化しております。</p> <p>営業損益において減損の兆候がみられた店舗については固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額を、減損損失(54,777千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物28,059千円、有形固定資産その他5,770千円、ソフトウェア232千円及びリース資産20,714千円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。</p>	<p>当社グループは、独立採算管理が可能である店舗ごとに資産をグループ化しております。</p> <p>営業損益において減損の兆候がみられた店舗については、将来の回収可能性を勘案したうえで固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額及び、その店舗にて使用しているリース資産のリース残債を減額し、当該減少額を合計し、減損損失(21,377千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物7,780千円、有形固定資産のその他8,491千円及びリース資産5,106千円あります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。</p>	<p>当社グループは、独立採算管理が可能である店舗ごとに資産をグループ化しております。</p> <p>営業損益において減損の兆候がみられた店舗については、将来の回収可能性を勘案したうえで固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額及び、その店舗にて使用しているリース資産のリース残債を減額し、当該減少額を合計し、減損損失(258,755千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物173,413千円、有形固定資産のその他(器具備品)29,544千円、ソフトウェア544千円及びリース資産55,252千円あります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。</p>																							
<p>※5. 当中間連結会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。</p>	<p>※5. 同左</p>	<p>同左</p>																							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年3月1日至平成18年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	546,900	4,500	—	551,400
合計	546,900	4,500	—	551,400
自己株式				
普通株式	40,450	—	—	40,450
合計	40,450	—	—	40,450

(注) 普通株式の発行済株式の増加4,500株は、ストック・オプションとしての新株予約権の行使に伴う新株の発行によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年5月29日 定時株主総会	普通株式	55,709	110	平成18年2月28日	平成18年5月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年10月18日 取締役会	普通株式	56,204	利益剰余金	110	平成18年8月31日	平成18年11月7日

当中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当中間連結会計期間 増加株式数（株）	当中間連結会計期間 減少株式数（株）	当中間連結会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	551,400	—	—	551,400
合計	551,400	—	—	551,400
自己株式				
普通株式	40,450	3,000	—	43,450
合計	40,450	3,000	—	43,450

(注) 普通株式の自己株式の増加3,000株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結 会計期間末 残高 （千円）
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社	平成19年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	2,713
	合計	—	—	—	—	—	2,713

(注) 平成19年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年5月28日 定時株主総会	普通株式	56,204	110	平成19年2月28日	平成19年5月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年10月22日 取締役会	普通株式	66,033	利益剰余金	130	平成19年8月31日	平成19年11月5日

前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	546,900	4,500	—	551,400
合計	546,900	4,500	—	551,400
自己株式				
普通株式	40,450	—	—	40,450
合計	40,450	—	—	40,450

（注）普通株式数の増加4,500株はストック・オプションに係る新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年5月29日 定時株主総会	普通株式	55,709	110	平成18年2月28日	平成18年5月29日
平成18年10月18日 取締役会	普通株式	56,204	110	平成18年8月31日	平成18年11月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年5月28日 定時株主総会	普通株式	56,204	利益剰余金	110	平成19年2月28日	平成19年5月29日



(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)																								
<p>※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年8月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>1,500,649千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>△83,033</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,417,616</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,500,649千円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△83,033	<hr/>		現金及び現金同等物	1,417,616	<p>※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年8月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>1,310,696千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>△133,056</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,177,639</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,310,696千円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△133,056	<hr/>		現金及び現金同等物	1,177,639	<p>※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年2月28日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>1,477,937千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>△83,046</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,394,891</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,477,937千円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△83,046	<hr/>		現金及び現金同等物	1,394,891
現金及び預金勘定	1,500,649千円																									
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△83,033																									
<hr/>																										
現金及び現金同等物	1,417,616																									
現金及び預金勘定	1,310,696千円																									
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△133,056																									
<hr/>																										
現金及び現金同等物	1,177,639																									
現金及び預金勘定	1,477,937千円																									
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△83,046																									
<hr/>																										
現金及び現金同等物	1,394,891																									

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)					当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
有形固定資産のその他	1,702,731	1,198,442	12,315	491,973	有形固定資産のその他	1,335,463	957,080	42,419	335,963	有形固定資産のその他	1,603,701	1,164,484	40,550	398,667
ソフトウェア	79,823	61,333	—	18,490	ソフトウェア	33,579	18,842	—	14,737	ソフトウェア	27,449	16,147	—	11,302
合計	1,782,554	1,259,775	12,315	510,463	合計	1,369,042	975,922	42,419	350,700	合計	1,631,151	1,180,631	40,550	409,969
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 310,795千円 1年超 480,209 合計 791,005 リース資産減損勘定の残高 20,714千円					(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 246,438千円 1年超 359,157 合計 605,596 リース資産減損勘定の残高 46,518千円					(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 269,674千円 1年超 436,540 合計 706,215 リース資産減損勘定の残高 52,293千円				
(3) 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 198,405千円 減価償却費相当額 159,127千円 支払利息相当額 11,946千円 減損損失 20,714千円					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 155,084千円 リース資産減損勘定の取崩額 10,881千円 減価償却費相当額 107,640千円 支払利息相当額 9,832千円 減損損失 5,106千円					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 387,665千円 リース資産減損勘定の取崩額 2,959千円 減価償却費相当額 326,487千円 支払利息相当額 23,967千円 減損損失 55,252千円				
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として定率法で計算した各期の減価償却費相当額に10/9を乗じた額を減価償却費相当額とする方法によっております。					(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左					(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					(5) 利息相当額の算定方法 同左					(5) 利息相当額の算定方法 同左				

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内          59,758千円 1年超          202,082 <hr/> 合計          261,841	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内          93,407千円 1年超          251,681 <hr/> 合計          345,088	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内          59,758千円 1年超          172,202 <hr/> 合計          231,961

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	14,822	20,775	5,952
合計	14,822	20,775	5,952

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	105,249
合計	105,249

当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	17,343	21,145	3,801
合計	17,343	21,145	3,801

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	49,500
合計	49,500

前連結会計年度末 (平成19年2月28日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	16,080	22,908	6,827
合計	16,080	22,908	6,827

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	49,500
合計	49,500

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)

当中間連結会計期間に付与したストックオプションはありません。

当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費のその他 2,713千円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

提出会社

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社監査役 2名 当社従業員 119名
ストック・オプション数(注)	普通株式 9,750株
付与日	平成19年5月28日
権利確定条件	付与日(平成19年5月28日)以降、権利確定日(平成21年5月31日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成19年5月28日から平成21年5月31日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から平成23年5月31日まで
権利行使価格(円)	9,050
公正な評価単価(付与日)(円)	2,146

(注)株式数に換算して記載しております。

前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

当連結会計年度において、未公開企業である連結子会社(株)アイ・カフェ及び連結子会社インターピア(株)が付与したストック・オプションについては、付与時の単位当たりの本源的価値がそれぞれ0円であるため、株式報酬費用としての費用計上額はありません。

2. 当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

①提出会社

	平成14年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社従業員 37名	当社取締役 6名 当社監査役 2名 当社従業員 114名	当社取締役 7名 当社監査役 2名 当社従業員 120名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 10,000株	普通株式 10,000株	普通株式 11,680株
付与日	平成14年7月31日	平成16年5月27日	平成17年6月3日
権利確定条件	付与日（平成14年7月31日）以降、権利確定日（平成16年5月31日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成16年5月27日）以降、権利確定日（平成18年5月31日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成17年6月3日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成14年7月31日から 平成16年5月31日まで	平成16年5月27日から 平成18年5月31日まで	平成17年6月3日から 平成19年5月31日まで
権利行使期間	平成16年6月1日から 平成18年5月31日まで	平成18年6月1日から 平成20年5月31日まで	平成19年6月1日から 平成21年5月31日まで
権利行使価格 (円)	7,050	22,854	17,309
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

②連結子会社(株)ユーブック

	平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 5名 同社従業員 13名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 2,010株
付与日	平成17年7月15日
権利確定条件	付与日（平成17年7月15日）以降、権利確定日（平成19年7月16日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年7月15日から 平成19年7月16日まで
権利行使期間	平成19年7月16日から 平成25年1月3日まで
権利行使価格 (円)	7,000
公正な評価単価(付与日) (円)	—

③連結子会社(株)アイ・カフェ

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 3名 同社監査役 2名 同社従業員 6名	同社取締役 4名 同社監査役 4名 同社従業員 25名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 966株	普通株式 900株
付与日	平成17年9月1日	平成18年9月13日
権利確定条件	付与日(平成17年9月1日)以降、権利確定日(平成19年5月31日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成18年9月13日)以降、権利確定日(平成20年8月31日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年9月1日から平成19年5月31日まで	平成18年9月13日から平成20年8月31日まで
権利行使期間	平成19年6月1日から平成27年4月30日まで	平成20年9月1日から平成27年8月31日まで
権利行使価格 (円)	50,000	60,000
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—

④連結子会社インターピア㈱

	平成12年ストック・オプション	平成13年自社株式オプション	平成17年ストック・オプション (第1回)
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 1名 同社従業員 1名	社外協力企業 1社	同社取締役 4名 同社監査役 2名 同社従業員 14名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 30株	普通株式 10株	普通株式 200株
付与日	平成12年11月30日	平成13年12月10日	平成17年6月24日
権利確定条件	確定条件は付されていません。	確定条件は付されていません。	付与日（平成17年12月28日）以降、権利確定日（平成19年3月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	平成17年12月28日から平成19年3月31日まで
権利行使期間	平成14年12月1日から平成22年11月30日まで	インターピア㈱の普通株式がいずれかの証券取引所に上場した日から8年間。但し平成23年12月10日を限度とする。	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで
権利行使価格 (円)	50,000	296,923	50,000
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

	平成17年ストック・オプション (第2回)	平成17年ストック・オプション (第3回)	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	同社取締役 2名 同社監査役 3名	同社取締役 3名 同社従業員 22名	同社従業員 3名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 50株	普通株式 250株	普通株式 40株
付与日	平成17年12月28日	平成17年12月28日	平成18年11月30日
権利確定条件	付与日（平成17年12月28日）以降、権利確定日（平成19年3月31日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成17年12月28日）以降、権利確定日（平成19年12月28日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成18年11月30日）以降、権利確定日（平成20年11月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年12月28日から平成19年3月31日まで	平成17年12月28日から平成19年12月28日まで	平成18年11月30日から平成20年11月30日まで
権利行使期間	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	平成19年12月29日から平成24年12月28日まで	平成20年12月1日から平成25年11月30日まで
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	250,000
公正な評価単価(付与日) (円)	—	—	—

(注)株式数に換算して記載しております。



(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)

	古本市場事業 (千円)	アイ・カフェ事業 (千円)	EC事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	17,937,861	1,609,926	241,951	19,789,738	—	19,789,738
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,449	—	32,348	33,798	△33,798	—
計	17,939,311	1,609,926	274,299	19,823,537	△33,798	19,789,738
営業費用	16,855,771	1,921,417	297,640	19,074,829	418,006	19,492,835
営業利益(△は営業損失)	1,083,539	△311,490	△23,341	748,707	△451,804	296,902

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、販売形態の種類を勘案して区分しております。

2. 各事業の内容

- (1) 古本市場事業……………店頭でのリサイクル品の買取・販売及び新品の販売、その他雑貨の販売
- (2) アイ・カフェ事業……飲食店・喫茶店の経営及びインターネットを利用した情報提供サービス並びにインターネット施設向けシステム販売及び加盟店運営サポート
- (3) EC事業……………インターネットによるリサイクル品の買取・販売及び新品の販売

3. 当中間連結会計期間における営業費用のうち、消去又は全社に含めた配賦不能営業費用の金額は437,003千円であり、その主なものは、当社の経理財務・人事能力開発等の本社管理部門に係る費用であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

	古本市場事業 (千円)	アイ・カフェ事業 (千円)	EC事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	20,182,050	1,348,632	216,928	21,747,611	—	21,747,611
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6,970	—	40,358	47,328	△47,328	—
計	20,189,021	1,348,632	257,286	21,794,940	△47,328	21,747,611
営業費用	18,862,908	1,472,466	245,510	20,580,886	406,034	20,986,920
営業利益(△は営業損失)	1,326,112	△123,834	11,776	1,214,054	△453,363	760,691

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、販売形態の種類を勘案して区分しております。

2. 各事業の内容

- (1) 古本市場事業……………店頭でのリサイクル品の買取・販売及び新品の販売、その他雑貨の販売及びリサイクル品の卸売り
- (2) アイ・カフェ事業……飲食店・喫茶店の経営及びインターネットを利用した情報提供サービス並びにインターネット施設向けシステム販売及び加盟店運営サポート
- (3) EC事業……………インターネットによるリサイクル品の買取・販売及び新品の販売

3. 当中間連結会計期間における営業費用のうち、消去又は全社に含めた配賦不能営業費用の金額は433,058千円であり、その主なものは、当社の経理財務・人事能力開発・総務等の本社管理部門に係る費用であります。

4. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当社及び連結子会社は、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産(建物を除く)について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる事業の種類別セグメント情報に与える影響は軽微であります。

5. 「追加情報」に記載のとおり、当社及び連結子会社は、当中間連結会計期間より、すべての建物について、残存価額をゼロとして減価償却する方法に変更しております。この変更により、従来の方法によった場合と比較して古本市場事業において20,463千円、アイ・カフェ事業において5,523千円、全社において320千円の営業費用が増加し、営業利益は同額減少しております。

前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）

	古本市場事業 (千円)	アイ・カフェ事業 (千円)	EC事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	41,426,791	2,953,851	491,255	44,871,898	—	44,871,898
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6,131	—	76,728	82,860	△82,860	—
計	41,432,923	2,953,851	567,984	44,954,758	△82,860	44,871,898
営業費用	39,041,110	3,372,363	597,066	43,010,540	821,325	43,831,866
営業利益 (△は営業損失)	2,391,812	△418,512	△29,082	1,944,217	△904,185	1,040,032

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、販売形態の種類を勘案して区分しております。

2. 各事業の内容

- (1) 古本市場事業……………店頭でのリサイクル品の買取・販売及び新品の販売、その他雑貨の販売
- (2) アイ・カフェ事業……飲食店・喫茶店の経営及びインターネットを利用した情報提供サービス並びにインターネット施設向けシステム販売及び加盟店運営サポート
- (3) EC事業……………インターネットによるリサイクル品の買取・販売及び新品の販売

3. 当連結会計年度における営業費用のうち、消去又は全社に含めた配賦不能営業費用の金額は870,090千円であり、その主なものは、当社の経理財務・人事能力開発・総務等の本社管理部門に係る費用であります。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）、当中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）及び前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

#### 【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日）、当中間連結会計期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日）及び前連結会計年度（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）において、海外売上高がないため該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1株当たり純資産額 7,832.53円 1株当たり中間純利益 金額 97.82円 潜在株式調整後1株当 り中間純利益金額 97.62円	1株当たり純資産額 8,781.63円 1株当たり中間純利益 金額 885.34円 なお、潜在株式調整後1株当たり中 間純利益金額については、希薄化効果 を有している潜在株式が存在しないた め記載しておりません。	1株当たり純資産額 8,015.44円 1株当たり当期純利益 388.81円 金額 潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 388.40円

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(千円)	49,776	451,710	198,248
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	49,776	451,710	198,248
期中平均株式数(株)	508,839	510,211	509,885
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	1,067	—	538
(うち新株予約権)	(1,067)	—	(538)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 金額の算定に含めなかった潜在株式の 概要	平成16年5月27日定時 株主総会決議による新 株予約権(株式の数 8,740株) 平成17年5月26日定時 株主総会決議による新 株予約権(株式の数 11,050株) 新株予約権の概要は 「第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりで あります。	提出会社の発行する新 株予約権3種類(株式 の数27,380株) なお、提出会社の発行 する新株予約権の概要 は「第4提出会社の状 況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりで あります。 連結子会社の発行する 新株予約権7種類(株 式の数2,752株) 新株引受権2種類(株 式の数40株)	平成16年5月27日定時 株主総会決議による新 株予約権(株式の数 8,160株) 平成17年5月26日定時 株主総会決議による新 株予約権(株式の数 10,720株) 新株予約権の概要は 「第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりで あります。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間連結会計期間末 (平成19年8月31日)	前連結会計年度末 (平成19年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	4,294,461	4,733,481	4,399,186
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	292,430	272,852	303,698
(うち新株予約権)	—	(2,713)	—
(うち少数株主持分)	(292,430)	(270,139)	(303,698)
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額(千円)	4,002,030	4,460,628	4,095,487
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	510,950	507,950	510,950

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
		<p>(ストック・オプション)</p> <p>当社は、平成19年5月28日開催の定時株主総会において、取締役及び監査役に対しストック・オプション報酬として新株予約権を付与すること、並びに、従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を付与することを決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 新株予約権の目的となる株式の種類 当社普通株式</li><li>2. 株式の数<ol style="list-style-type: none"><li>① 取締役及び監査役を付与対象とする新株予約権の目的である株式数については、当社普通株式5,500株を上限とする。</li><li>② 従業員を付与対象とする新株予約権の目的である株式数については、当社普通株式4,600株を上限とする。</li></ol></li><li>3. 新株予約権の総数<ol style="list-style-type: none"><li>① 取締役及び監査役を付与対象とする新株予約権については、5,500個を上限とする。</li><li>② 従業員を付与対象とする新株予約権については、4,600個を上限とする。</li></ol></li><li>4. 新株予約権と引換えに払込む金額 金銭の払込を要しないものとする。</li><li>5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使により受け取ることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.10を乗じた金額とする。但し、その金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。</li><li>6. 新株予約権の行使期間 平成21年6月1日から平成23年5月31日まで</li></ol>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間会計期間末 (平成19年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		764,772		760,457		831,486	
2. 売掛金		226,809		186,717		244,961	
3. たな卸資産		3,538,230		3,792,633		4,051,280	
4. その他		689,856		857,117		640,608	
貸倒引当金		△443		△778		△627	
流動資産合計		5,219,224	48.7	5,596,147	52.6	5,767,710	53.1
II 固定資産	※1						
1. 有形固定資産							
(1) 建物		1,622,739		1,002,715		953,301	
(2) 土地		242,279		242,279		242,279	
(3) 建設仮勘定		93,495		20,000		22,000	
(4) その他		388,488		270,890		264,412	
有形固定資産合計		2,347,002		1,535,885		1,481,993	
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		80,853		138,189		76,322	
(2) その他		12,409		12,395		12,402	
無形固定資産合計		93,263		150,585		88,725	
3. 投資その他の資産							
(1) 関係会社株式		562,304		1,060,299		1,243,754	
(2) 長期貸付金		456,506		465,452		466,093	
(3) 差入保証金		1,434,579		1,264,787		1,254,738	
(4) その他		599,040		560,405		564,014	
貸倒引当金		△1,270		—		—	
投資その他の資産合計		3,051,160		3,350,944		3,528,600	
固定資産合計		5,491,426	51.3	5,037,415	47.4	5,099,319	46.9
資産合計		10,710,651	100.0	10,633,563	100.0	10,867,029	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年8月31日)		当中間会計期間末 (平成19年8月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年2月28日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		1,469,668		1,215,162		1,803,266	
2. 短期借入金		900,000		1,200,000		900,000	
3. 1年内返済予定長期 借入金		761,695		583,029		655,921	
4. 未払法人税等		135,635		322,255		343,000	
5. 賞与引当金		97,950		99,940		96,988	
6. ポイント値引引当金		266,176		255,942		281,802	
7. その他	※2	596,796		585,543		449,690	
流動負債合計		4,227,923	39.5	4,261,874	40.1	4,530,669	41.7
II 固定負債							
1. 長期借入金		1,843,117		1,060,031		1,324,275	
2. 退職給付引当金		115,023		130,083		121,534	
3. 役員退職慰労引当金		135,700		149,195		142,550	
4. その他		176,787		154,841		159,636	
固定負債合計		2,270,628	21.2	1,494,153	14.1	1,747,996	16.1
負債合計		6,498,552	60.7	5,756,027	54.2	6,278,666	57.8
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		1,165,507	10.9	1,165,507	11.0	1,165,507	10.7
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		1,119,796		1,119,796		1,119,796	
資本剰余金合計		1,119,796	10.4	1,119,796	10.5	1,119,796	10.3
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		16,117		16,117		16,117	
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		1,740,000		1,940,000		1,740,000	
繰越利益剰余金		457,621		951,228		833,364	
利益剰余金合計		2,213,739	20.7	2,907,346	27.3	2,589,481	23.9
4. 自己株式		△290,489	△2.7	△320,091	△3.0	△290,489	△2.7
株主資本合計		4,208,554	39.3	4,872,558	45.8	4,584,296	42.2
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券 評価差額金		3,545	0.0	2,264	0.0	4,066	0.0
評価・換算差額等合計		3,545	0.0	2,264	0.0	4,066	0.0
III 新株予約権		—	—	2,713	0.0	—	—
純資産合計		4,212,099	39.3	4,877,535	45.8	4,588,363	42.2
負債純資産合計		10,710,651	100.0	10,633,563	100.0	10,867,029	100.0



②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)		当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)	
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 売上高		18,738,380	100.0	20,192,827	100.0	42,244,968	100.0
II 売上原価		14,180,403	75.7	15,090,512	74.7	32,474,249	76.9
売上総利益		4,557,976	24.3	5,102,314	25.3	9,770,718	23.1
III 販売費及び一般管理 費		4,196,008	22.4	4,246,299	21.0	8,548,804	20.2
営業利益		361,967	1.9	856,014	4.3	1,221,914	2.9
IV 営業外収益	※1	57,832	0.3	59,832	0.3	123,859	0.3
V 営業外費用	※2	79,667	0.4	53,515	0.3	136,576	0.3
経常利益		340,132	1.8	862,332	4.3	1,209,197	2.9
VI 特別利益	※3	11,904	0.0	116	0.0	48,668	0.1
VII 特別損失	※4	121,719	0.6	183,668	0.9	214,988	0.5
税引前中間(当期) 純利益		230,317	1.2	678,780	3.4	1,042,876	2.5
法人税、住民税及 び事業税	※6	120,261		304,711		462,971	
法人税等調整額		—	0.6	—	1.5	37,902	1.2
中間(当期)純利益		110,055	0.6	374,068	1.9	542,003	1.3

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年3月1日 至平成18年8月31日）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年2月28日 残高(千円)	1,149,645	1,103,933	16,117	1,740,000	403,275	△290,489	4,122,482
中間会計期間中の変動額							
新株の発行	15,862	15,862	—	—	—	—	31,725
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△55,709	—	△55,709
中間純利益	—	—	—	—	110,055	—	110,055
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	15,862	15,862	—	—	54,346	—	86,071
平成18年8月31日 残高(千円)	1,165,507	1,119,796	16,117	1,740,000	457,621	△290,489	4,208,554

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年2月28日 残高(千円)	4,020	4,020	4,126,502
中間会計期間中の変動額			
新株の発行	—	—	31,725
剰余金の配当(注)	—	—	△55,709
中間純利益	—	—	110,055
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△474	△474	△474
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△474	△474	85,596
平成18年8月31日 残高(千円)	3,545	3,545	4,212,099

(注) 平成18年5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自平成19年3月1日 至平成19年8月31日）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年2月28日 残高(千円)	1,165,507	1,119,796	16,117	1,740,000	833,364	△290,489	4,584,296
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△56,204	—	△56,204
別途積立金の積立	—	—	—	200,000	△200,000	—	—
中間純利益	—	—	—	—	374,068	—	374,068
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△29,602	△29,602
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	—	200,000	117,864	△29,602	288,261
平成19年8月31日 残高(千円)	1,165,507	1,119,796	16,117	1,940,000	951,228	△320,091	4,872,558

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成19年2月28日 残高(千円)	4,066	—	4,588,363
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△56,204
別途積立金の積立	—	—	—
中間純利益	—	—	374,068
自己株式の取得	—	—	△29,602
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△1,802	2,713	911
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△1,802	2,713	289,172
平成19年8月31日 残高(千円)	2,264	2,713	4,877,535

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年3月1日 至平成19年2月28日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年2月28日 残高(千円)	1,149,645	1,103,933	16,117	1,740,000	403,275	△290,489	4,122,482
事業年度中の変動額							
新株の発行	15,862	15,862	—	—	—	—	31,725
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△55,709	—	△55,709
剰余金の配当	—	—	—	—	△56,204	—	△56,204
当期純利益	—	—	—	—	542,003	—	542,003
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(千円)	15,862	15,862	—	—	430,089	—	461,814
平成19年2月28日 残高(千円)	1,165,507	1,119,796	16,117	1,740,000	833,364	△290,489	4,584,296

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成18年2月28日 残高(千円)	4,020	4,126,502
事業年度中の変動額		
新株の発行	—	31,725
剰余金の配当(注)	—	△55,709
剰余金の配当	—	△56,204
当期純利益	—	542,003
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	46	46
事業年度中の変動額合計(千円)	46	461,860
平成19年2月28日 残高(千円)	4,066	4,588,363

(注) 平成18年5月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	(イ)有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法 (2) その他有価証券時価のあるもの …中間決算日の市場価格に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの …移動平均法による原価法 (ロ)たな卸資産 (1) 商品 …主として移動平均法による原価法 (2) 食材 …最終仕入原価法 (3) 貯蔵品 …最終仕入原価法	(イ)有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 (ロ)たな卸資産 (1) 商品 同左 _____ (2) 貯蔵品 同左	(イ)有価証券 (1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左 (ロ)たな卸資産 (1) 商品 同左 _____ (2) 貯蔵品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(イ)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10～20年 その他 5～20年	(イ)有形固定資産 同左	(イ)有形固定資産 同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
	(ロ)無形固定資産 ソフトウェア …自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法 その他の無形固定資産 …定額法 (ハ)長期前払費用 定額法	(ロ)無形固定資産 ソフトウェア 同左 その他の無形固定資産 同左 (ハ)長期前払費用 同左	(ロ)無形固定資産 ソフトウェア 同左 その他の無形固定資産 同左 (ハ)長期前払費用 同左
3. 引当金の計上基準	(イ)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (ロ)賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (ハ)ポイント値引引当金 将来のポイントサービスの利用による売上値引に備えるため、過去の使用実績に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しております。 (ニ)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (ホ)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。	(イ)貸倒引当金 同左 (ロ)賞与引当金 同左 (ハ)ポイント値引引当金 同左 (ニ)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。 (ホ)役員退職慰労引当金 同左	(イ)貸倒引当金 同左 (ロ)賞与引当金 同左 (ハ)ポイント値引引当金 同左 (ニ)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。 (ホ)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、4,212,099千円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <hr/> <hr/>	<p>(有形固定資産の減価償却の方法の変更)</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産(建物を除く)について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <hr/> <hr/>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、4,588,363千円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当事業年度より「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(改正企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日)に準じた方法で会計処理を行っております。</p>



追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
<p>(退職給付会計)</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、従来、簡便法によっておりましたが、当中間会計期間より原則法による算定方法に変更しております。この変更は、当中間会計期間において、当社アイ・カフェ事業を会社分割し、当事業に従事する従業員を連結子会社(株)アイ・カフェに承継した後においても、当社単体従業員数が300人以上となることが確定したことにより、退職給付債務の算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。</p> <p>なお、この変更に伴い、当期首における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額53,449千円を特別損失に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益が1,442千円、税引前中間純利益が54,892千円、それぞれ減少しております。</p>	<p>(建物の残存価額)</p> <p>当社の建物については、従来、残存価額を取得原価の5%と見積り減価償却を行っておりましたが、すべての建物を当中間会計期間から残存価額をゼロとして減価償却する方法に変更しております。この変更は、近年の店舗閉鎖時における建物処分損の重要性が増してきたため、建物の残存価額の見直しを行ったことによるものであります。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ20,783千円減少しております。</p>	<p>(退職給付会計)</p> <p>当社は、退職給付債務の算定にあたり、従来、簡便法によっておりましたが、当事業年度より原則法による算定方法に変更しております。この変更は、当事業年度において、当社アイ・カフェ事業部門を会社分割し、当事業に従事する従業員を連結子会社(株)アイ・カフェに承継した後においても、当社単体従業員数が300人以上となることが確定したことにより、退職給付債務の算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。</p> <p>なお、この変更に伴い、当事業年度期首における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額53,449千円を特別損失に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益が5,064千円、税引前当期純利益が58,514千円、それぞれ減少しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年8月31日)	当中間会計期間末 (平成19年8月31日)	前事業年度末 (平成19年2月28日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">1,364,713千円</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">1,348,253千円</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">1,239,277千円</p>
<p>※2. 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>※2. 同左</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
<p>※1. 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 1,140千円 受取賃貸料 38,581千円</p> <p>※2. 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 24,954千円 不動産賃貸費用 32,962千円 賃貸借契約解約損 21,391千円</p> <p>※3. 特別利益の主要項目</p> <p>事業譲渡益 11,904千円 アイ・カフェ桜木インター店の事業譲渡に伴う譲渡益であります。</p>	<p>※1. 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 3,765千円 受取賃貸料 38,479千円</p> <p>※2. 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 22,074千円 不動産賃貸費用 31,302千円</p> <p>※3. 特別利益の主要項目</p> <p>固定資産売却益 116千円</p>	<p>※1. 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 2,816千円 受取賃貸料 77,060千円</p> <p>※2. 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 48,861千円 不動産賃貸費用 65,714千円 賃貸借契約解約損 21,391千円</p> <p>※3. 特別利益の主要項目</p> <p>ポイント値引引当 36,763千円 金戻入益 事業譲渡益 11,904千円 アイ・カフェ桜木インター店の事業譲渡に伴う譲渡益であります。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)															
<p>※4. 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産除却損 1,351千円 減損損失 54,917千円 投資有価証券評 12,000千円 価損 退職給付費用 53,449千円</p> <p>当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p>	<p>※4. 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産除却損 213千円 関係会社株式評 183,454千円 価損</p>	<p>※4. 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産除却損 12,831千円 減損損失 111,990千円 リース契約解約 12,417千円 損 投資有価証券評 19,749千円 価損 関係会社株式評 4,549千円 価損 退職給付費用 53,449千円</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿圏</td> <td>アイ・カフェ 店舗1店舗</td> <td>建物、有形固定 資産のその他、 ソフトウェア、 リース資産</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	近畿圏	アイ・カフェ 店舗1店舗	建物、有形固定 資産のその他、 ソフトウェア、 リース資産		<p>当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東圏</td> <td>古本市場店 舗1店舗</td> <td>建物、有形固定 資産のその他 (構築物)、有 形固定資産のそ の他(器具備 品)、ソフトウ ェア、リース資 産</td> </tr> <tr> <td>近畿圏</td> <td>アイ・カフ ェ店舗 1店舗</td> <td>建物、有形固定 資産のその他 (構築物)、有 形固定資産のそ の他(器具備 品)、ソフトウ ェア、リース資 産</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	関東圏	古本市場店 舗1店舗	建物、有形固定 資産のその他 (構築物)、有 形固定資産のそ の他(器具備 品)、ソフトウ ェア、リース資 産	近畿圏	アイ・カフ ェ店舗 1店舗	建物、有形固定 資産のその他 (構築物)、有 形固定資産のそ の他(器具備 品)、ソフトウ ェア、リース資 産
場所	用途	種類															
近畿圏	アイ・カフェ 店舗1店舗	建物、有形固定 資産のその他、 ソフトウェア、 リース資産															
場所	用途	種類															
関東圏	古本市場店 舗1店舗	建物、有形固定 資産のその他 (構築物)、有 形固定資産のそ の他(器具備 品)、ソフトウ ェア、リース資 産															
近畿圏	アイ・カフ ェ店舗 1店舗	建物、有形固定 資産のその他 (構築物)、有 形固定資産のそ の他(器具備 品)、ソフトウ ェア、リース資 産															
<p>当社は、独立採算管理が可能である店舗ごとに資産をグループ化しております。</p> <p>営業損益において減損の兆候がみられた店舗については帳簿価額を減額し、当該減少額及び、その店舗にて使用しているリース資産のリース残債を減額し、当該減少額を合計し、減損損失(54,917千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物28,059千円、有形固定資産のその他5,911千円、ソフトウェア232千円及びリース資産20,714千円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。</p>		<p>当社は、独立採算管理が可能である店舗ごとに資産をグループ化しております。</p> <p>営業損益において減損の兆候がみられた店舗については、将来の回収可能性を勘案したうえで帳簿価額を減額し、当該減少額及び、その店舗にて使用しているリース資産のリース残債を減額し、当該減少額を合計し、減損損失(111,990千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物66,547千円、有形固定資産のその他(構築物)1,791千円、有形固定資産のその他(器具備品)6,921千円、ソフトウェア232千円及びリース資産36,499千円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。</p>															

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
5. 減価償却実施額  有形固定資産 161,473千円 無形固定資産 32,533千円  ※6. 当中間会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	5. 減価償却実施額  有形固定資産 111,007千円 無形固定資産 23,098千円  ※6. 同左	5. 減価償却実施額  有形固定資産 264,393千円 無形固定資産 66,758千円  _____

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	40,450	—	—	40,450
合計	40,450	—	—	40,450

当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	40,450	3,000	—	43,450
合計	40,450	3,000	—	43,450

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3,000株は、取締役会決議による自己株式の取得であります。

前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	40,450	—	—	40,450
合計	40,450	—	—	40,450

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)					当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)					前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び中間期末残高相当額					1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
有形固定資産のその他	1,680,887	1,185,476	12,315	483,095	有形固定資産のその他	1,100,963	799,635	13,576	287,750	有形固定資産のその他	1,369,142	1,020,661	13,576	334,903
ソフトウェア	78,023	59,842	—	18,180	ソフトウェア	24,129	15,595	—	8,533	ソフトウェア	25,649	14,541	—	11,107
合計	1,758,910	1,245,318	12,315	501,276	合計	1,125,092	815,231	13,576	296,284	合計	1,394,791	1,035,203	13,576	346,011
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 305,793千円 1年超 471,647 合計 777,440 リース資産減損勘定の残高 20,714千円					(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 197,129千円 1年超 281,898 合計 479,027 リース資産減損勘定の残高 12,190千円					(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 218,627千円 1年超 339,253 合計 557,880 リース資産減損勘定の残高 15,784千円				
(3) 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 195,777千円 減価償却費相当額 155,337千円 支払利息相当額 11,737千円 減損損失 20,714千円					(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 127,009千円 リース資産減損勘定の取崩額 3,594千円 減価償却費相当額 90,577千円 支払利息相当額 7,930千円					(3) 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 357,422千円 減価償却費相当額 292,791千円 支払利息相当額 21,617千円 減損損失 36,499千円				
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として定率法で計算した各期の減価償却費相当額に10/9を乗じた額を減価償却費相当額とする方法によっております。					(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左					(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。					(5) 利息相当額の算定方法 同左					(5) 利息相当額の算定方法 同左				

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1年内 59,758千円	1年内 24,014千円	1年内 24,014千円
1年超 202,082	1年超 44,026	1年超 56,033
合計 261,841	合計 68,040	合計 80,048

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間、前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## (企業結合等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)																				
		<p>1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要</p> <p>(1) 分離先企業の名称及び分離した事業の内容  (株)アイ・カフェ アイ・カフェ事業  (内容：インターネット・コミック・カフェの店舗運営及びフランチャイズサポート)</p> <p>(2) 事業分離を行った主な理由  当社に属するアイ・カフェ事業部門を(株)アイ・カフェに承継させ、(株)アイ・カフェに当社グループのアイ・カフェ事業を集約することで、より一層機動的な意思決定や業務効率の改善を容易とし、さらなる事業の発展を目的としてグループ事業の再編を行うものであります。</p> <p>(3) 事業分離日  平成18年9月1日</p> <p>(4) 法的形式を含む事業分離の概要  当社を分離元企業とし、(株)アイ・カフェを分離先企業とする分社型吸収分割を実施いたしました。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要</p> <p>(1) 移転損益を認識しておりません。</p> <p>(2) 受取対価の種類  分離先企業の株式</p> <p>(3) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳</p> <table data-bbox="1005 1568 1356 1859"> <tr> <td colspan="2">資産の額</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td>119,836千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>1,032,754</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,152,590</td> </tr> <tr> <td colspan="2">負債の額</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>201,827千円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>230,763</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>432,590</td> </tr> </table> <p>3. 当該事業年度の損益計算書に記載されている分離した事業に係る損益の概算額</p> <table data-bbox="1005 1971 1356 2038"> <tr> <td>売上高</td> <td>731,817千円</td> </tr> <tr> <td>営業損失</td> <td>230,713</td> </tr> </table>	資産の額		流動資産	119,836千円	固定資産	1,032,754	合計	1,152,590	負債の額		流動負債	201,827千円	固定負債	230,763	合計	432,590	売上高	731,817千円	営業損失	230,713
資産の額																						
流動資産	119,836千円																					
固定資産	1,032,754																					
合計	1,152,590																					
負債の額																						
流動負債	201,827千円																					
固定負債	230,763																					
合計	432,590																					
売上高	731,817千円																					
営業損失	230,713																					

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年3月1日 至 平成18年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年3月1日 至 平成19年8月31日)	前事業年度 (自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日)																				
<p>(会社分割)</p> <p>当社は、平成18年5月29日開催の定時株主総会の特別決議に基づき、平成18年9月1日付で、当社のアイ・カフェ事業部門を連結子会社(株)アイ・カフェに承継する分社型吸収分割を実施いたしました。</p> <p>(1)会社分割の目的</p> <p>当社グループにおけるアイ・カフェ事業は、当社連結子会社の(株)アイ・カフェが直営店の運営及びフランチャイズ(FC)本部として創業し、当社グループの事業政策として出店を加速するため、当社が(株)アイ・カフェのFCとなり、グループ直営店の拡大を展開してまいりました。</p> <p>今回の会社分割は、当社に属するアイ・カフェ事業部門を(株)アイ・カフェに承継させ、(株)アイ・カフェに当社グループのアイ・カフェ事業を集約することで、より一層機動的な意思決定や業務効率の改善を容易とし、さらなる事業の発展を目的としてグループ事業の再編を行うものであります。</p> <p>(2)分割期日</p> <p>平成18年9月1日</p> <p>(3)分割承継会社の概要</p> <p>①商号 株式会社アイ・カフェ                      ②事業内容 インターネット・コミック・カフェの店舗運営及びフランチャイズ事業</p> <p>(4)分割に際して発行する株式及び割当</p> <p>(株)アイ・カフェは本分割に際して普通株式を12,000株発行し、その全てを当社に割り当てる。</p> <p>(5)承継した資産及び負債                      (平成18年8月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="103 1646 518 1939"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産</th> <th colspan="2">負債</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>帳簿価額 (千円)</th> <th>項目</th> <th>帳簿価額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td> <td>119,836</td> <td>流動負債</td> <td>201,827</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>1,032,754</td> <td>固定負債</td> <td>230,763</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,152,590</td> <td>合計</td> <td>432,590</td> </tr> </tbody> </table>	資産		負債		項目	帳簿価額 (千円)	項目	帳簿価額 (千円)	流動資産	119,836	流動負債	201,827	固定資産	1,032,754	固定負債	230,763	合計	1,152,590	合計	432,590	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(ストック・オプション)</p> <p>当社は、平成19年5月28日開催の定時株主総会において、取締役及び監査役に対しストック・オプション報酬として新株予約権を付与すること、並びに、従業員に対しストック・オプションとして新株予約権を付与することを決議いたしました。</p> <p>なお、詳細については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。</p>
資産		負債																				
項目	帳簿価額 (千円)	項目	帳簿価額 (千円)																			
流動資産	119,836	流動負債	201,827																			
固定資産	1,032,754	固定負債	230,763																			
合計	1,152,590	合計	432,590																			



(2) 【その他】

平成19年10月22日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………66,033千円

(ロ) 1株当たりの金額……………130円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成19年11月5日

(注) 平成19年8月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度（第17期）（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）平成19年5月29日中国財務局長に提出
- (2) 臨時報告書  
平成19年6月11日中国財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権）に基づく臨時報告書であります。
- (3) 自己株券買付状況報告書  
報告期間（自 平成19年5月29日 至 平成19年5月31日）平成19年6月11日中国財務局長に提出  
報告期間（自 平成19年6月1日 至 平成19年6月30日）平成19年7月10日中国財務局長に提出  
報告期間（自 平成19年7月1日 至 平成19年7月31日）平成19年8月10日中国財務局長に提出  
報告期間（自 平成19年8月1日 至 平成19年8月31日）平成19年9月10日中国財務局長に提出  
報告期間（自 平成19年9月1日 至 平成19年9月30日）平成19年10月10日中国財務局長に提出  
報告期間（自 平成19年10月1日 至 平成19年10月31日）平成19年11月9日中国財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月22日

株式会社テイツー

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笹井 和廣 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テイツーの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テイツー及び連結子会社の平成18年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月27日

株式会社テイツー

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 笹井 和廣 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中桐 光康 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テイツーの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テイツー及び連結子会社の平成19年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月22日

株式会社テイツー

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笹井 和廣 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テイツーの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テイツーの平成18年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年3月1日から平成18年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は平成18年9月1日付で、会社のアイ・カフェ事業部門を連結子会社株式会社アイ・カフェに承継する分社型吸収分割を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月27日

株式会社テイツー

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笹井 和廣 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中桐 光康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テイツーの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テイツーの平成19年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年3月1日から平成19年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。